

明石市子ども・子育て支援事業計画

～明石市子ども・子育てプラン～



平成27(2015)年3月
明石市

はじめに

本市においては、第5次長期総合計画のまちづくり戦略にも掲げられている「子ども」を切り口として、子どもや子育て家庭の頑張りをまち全体で応援することが、明石の未来につながるという思いから、「こどもを核としたまちづくり」を推進してきました。

こうした中、平成24年8月の「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す「子ども・子育て支援法」の成立を受け、同法の趣旨のもと本市の現状や今後のニーズを踏まえ、このたび「明石市子ども・子育て支援事業計画 ～明石市子ども・子育てプラン～」を策定しました。

本計画では、「子どもも親も輝ける 安心子育て いきいきあかし」の基本理念のもと、妊娠から学童期までのすべての子どもや子育て家庭を切れ目なく支えるために、「一人一人の子どもの心豊かな成長を育む環境づくり」、「安心して子どもを産み育てることができる環境づくり」、「子育て家庭を地域みんなで支える環境づくり」の3つの基本目標を掲げ、平成27年度から平成31年度までの5年間の計画期間中に推進する各種施策を取りまとめています。

今後、本計画に基づき、一人一人の子どもが笑顔で輝き、保護者が喜びを感じながら子育てができる地域社会の実現に努めてまいりますので、市民の皆様をはじめとする関係各位のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして、熱心にご審議をいただきました「明石市子ども・子育て会議」委員の皆様をはじめ、ニーズ調査やパブリックコメント等を通じて貴重なご意見をいただきました市民の皆様、関係者の方々に厚くお礼を申し上げます。



平成27年3月

明石市長 泉 房 穂

目 次

第1章 計画の概要

1	計画策定の背景	1
2	計画策定の趣旨	2
3	計画の位置づけ	3
4	計画期間	5
5	計画策定体制と経過	5

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1	明石市の子どもをめぐる状況	7
2	明石市子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査の結果と分析	13
3	明石市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題	37

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	41
2	基本目標	42
3	施策の体系	50

第4章 量の見込みと確保方策

1	「量の見込み」と「確保方策」の基本的な考え方について	51
2	「量の見込み」の算出について	52
3	基礎データ等	54
4	「量の見込み」と「確保方策」について	57

第5章 計画の進行管理

	計画の進行管理	85
--	---------	----

資料編

	資料（本文中の「※」の用語解説 P. 95～）	87
--	-------------------------	----

1 計画策定の背景

近年、我が国において少子化が進行する中、核家族化の進展や女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、就労環境の多様化などにより、子どもや子育てをめぐる環境は大きく変化しています。

こうした状況の中、保育ニーズは年々増加しており、都市部を中心に依然として認可保育所（園）（以下「保育所」という。ただし、第2章の「2」は除く。）の待機児童が解消されない状況にあります。

また、子育てに対する価値観の多様化や地域住民のつながりの希薄化などもあり、子育てに不安を抱える保護者が増加しています。

さらに、子どもの数の減少とともに兄弟姉妹も減少しており、乳幼児期に異年齢の中で育つ機会が減少しています。

しかし、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が変化する中でも、子どもたちが健やかに笑顔で成長していくことができるよう、保護者は日々子育てに励んでいます。

本市では、まちづくりの総合計画として「明石市第5次長期総合計画」を策定し、「ひとまち ゆたかに育つ 未来安心都市・明石」の実現に向けて、子どもの健やかな育ちで、みんなの元気を生み出す取り組みを進めています。

今後も、一人一人の成長を支え、すべての子どもが安心して育まれるとともに、子どもたちが集団の中で育ち合う環境づくりのため、また、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、保護者がしっかりと子どもと向き合い喜びを感じながら安心して子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを地域社会全体でしっかりと支援していく必要があります。

2 計画策定の趣旨

我が国の子ども・子育て支援については、少子化社会対策基本法（平成 15（2003）年）等に基づき、総合的な施策が講じられてきており、その中で、将来の次世代育成支援として、平成 15（2003）年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体や事業主に行動計画を策定することが義務づけられ、次世代育成支援対策の推進を図ってきました。

そして、更なる子どもの育ちや、子育てをめぐる社会や経済の環境の変化による現状と課題に対応し、子育てをしやすい社会にしていくために、子どもや子育て家庭を包括的に支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められたことから、「子ども・子育て関連 3 法」が平成 24（2012）年 8 月に成立しました。

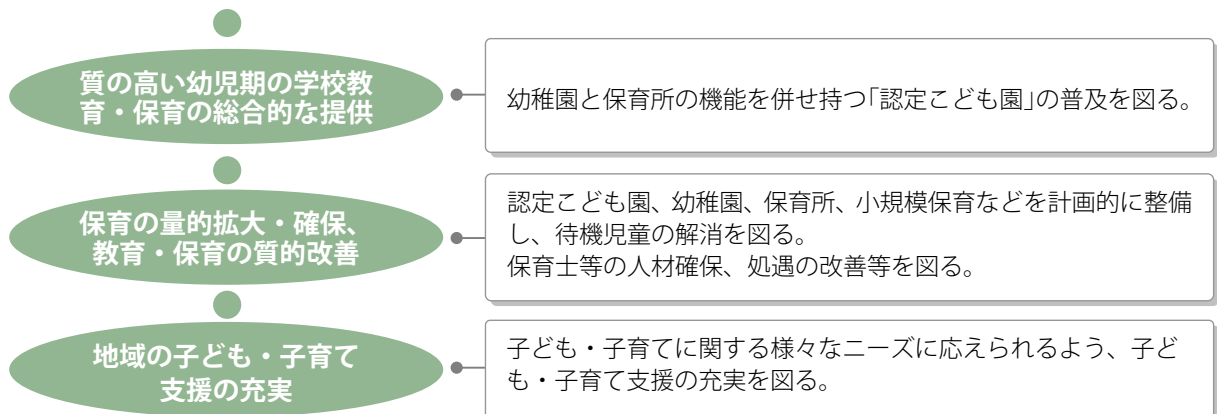
この法律の趣旨は、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」として、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、5 年を 1 期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」（以下「市町村事業計画」という。）を定めるものとしています。

本市では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの「子ども・子育て支援法」の考えを基本に、子どもとその保護者に必要な支援を行い、妊娠、出産期から学童期に至るまでの家庭を切れ目なく支援することにより、一人一人の子どもが安全かつ安心して健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備することを目的に計画を策定します。

【 子ども・子育て関連 3 法と制度の主な内容 】

子ども・子育て支援新制度の創設に関する次の 3 つの法律を合わせて、「子ども・子育て関連 3 法」と呼ばれています。

1. 子ども・子育て支援法
2. 認定こども園法の一部を改正する法律
3. 関係法律の整備等に関する法律（児童福祉法等の改正）



3 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく計画として位置づけるとともに、本市のまちづくりの総合計画である明石市第5次長期総合計画を上位計画として、子ども・子育て施策に関係する本市の各分野の個別計画や、兵庫県の子ども・子育て支援事業計画などとも整合を図りながら、子ども・子育て施策を推進するための計画とします。

(2) 計画の対象

本計画では、障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもと子育てに関わる個人や団体を対象としますが、そのうち主な対象を学童期までの子どもや子育て家庭等とします。

また、子ども・子育て支援法が定める就学前教育・保育事業と地域における子ども・子育て支援事業を対象とします。

(3) 次世代育成支援対策推進行動計画との関係

「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」では、「次世代育成支援対策推進法に基づき作成する市町村行動計画に記載して実施している次世代育成支援対策に係る分析、評価を行うこと。」とされています。

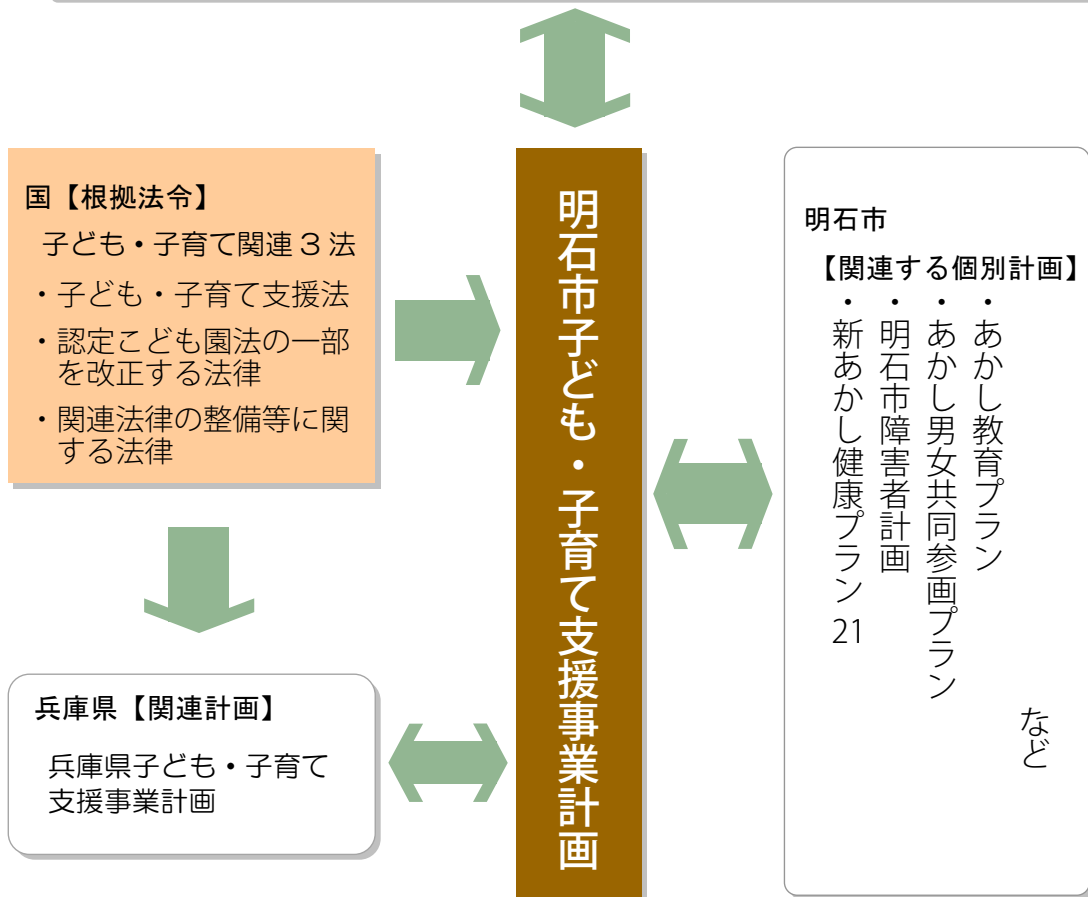
しかし、市町村事業計画を策定する年度は、次世代育成支援対策推進行動計画の計画期間中であるため、市町村事業計画で対象とする事業の現状と課題について整理し、計画に反映することとします。

また、次世代育成支援対策推進行動計画に含まれる新あかし健康プラン21、明石市障害者計画、あかし男女共同参画プラン、あかし教育プランなどの諸計画との整合を図りながら、本市の子ども・子育て支援事業計画における施策を推進していきます。

【 計画の位置づけ 】

明石市【上位計画（市政全般）】

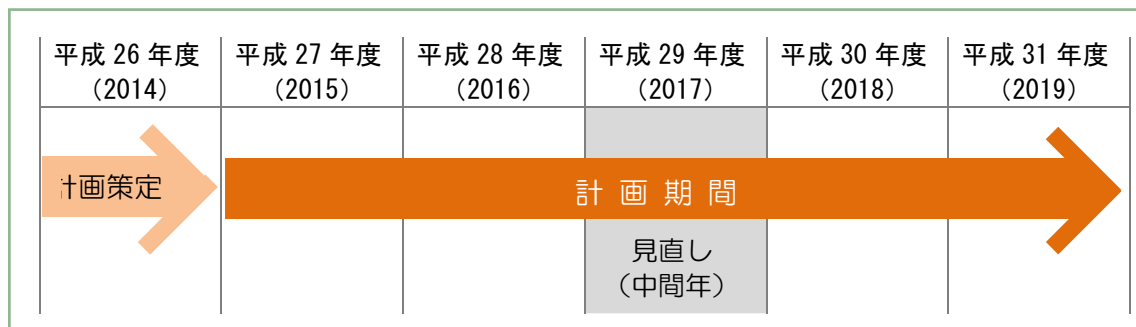
明石市第5次長期総合計画



4 計画期間

計画期間は、平成 27 (2015) 年度から平成 31 (2019) 年度までの5年間とします。

また、計画内容と実態に隔たりが生じた場合は、計画の中間年において見直しを行うものとしてします。



5 計画策定体制と経過

(1) 市民ニーズ調査の実施

本計画を策定するに際して、子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、平成 25 (2013) 年 11 月に、0 歳から 5 歳の就学前児童の保護者 3,080 人、小学 1 年生から 4 年生の保護者 3,402 人を対象に「子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査」(以下「ニーズ調査」という。)を実施しました。

(市ホームページ「子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査」で調査結果を掲載)

(2) 「明石市子ども・子育て会議」の設置・開催

本計画に子育て当事者等の意見を反映するとともに、本市における子ども・子育て支援施策を子どもと子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、平成 25 (2013) 年 11 月に、公募による市民、学識経験者、地域において子ども・子育ての支援を行う者等で構成する「明石市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議しました。

(3) パブリックコメントの実施

平成 26 (2014) 年 10 月に、本計画の素案を市役所などの窓口やホームページで公開し、広く市民の方々から意見を募りました。

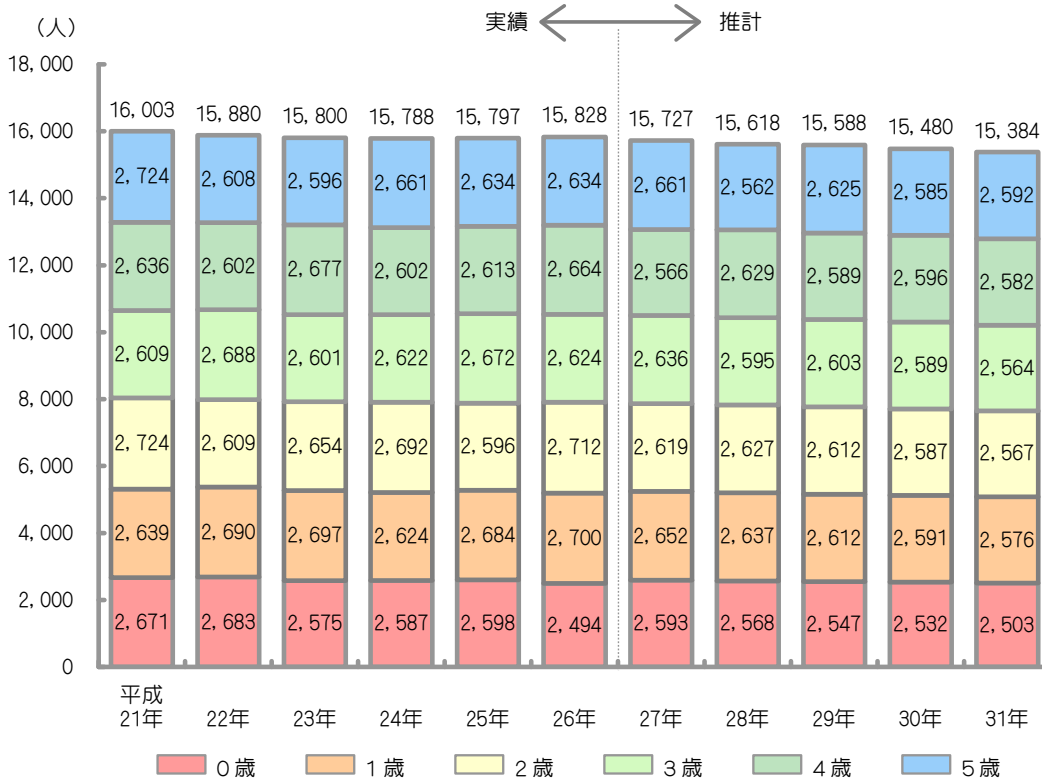


1 明石市の子どもをめぐる状況

(1) 子どもの人口の推移と推計

本市の0歳から5歳の人口は、平成 21（2009）年に比べて減少しており、平成 26（2014）年には 15,828 人となっています。平成 27（2015）年以降も減少傾向が続き、平成 31（2019）年には 15,384 人になると見込まれています。

【 子どもの人口の推移と推計 】



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）
推計人口は住民基本台帳を元に計算したもの

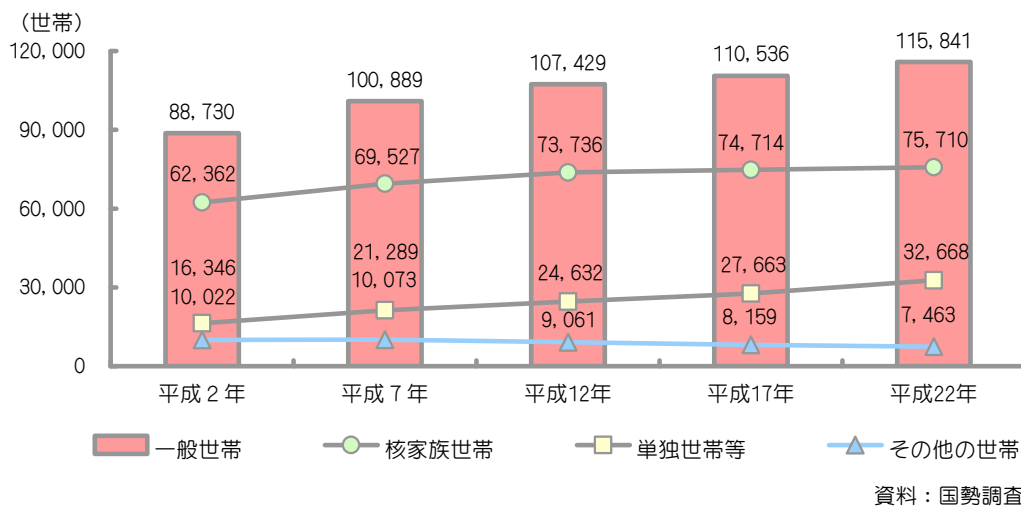
(2) 世帯構成の状況

本市の世帯数は増加傾向にあり、平成 22（2010）年で 115,841 世帯となっています。

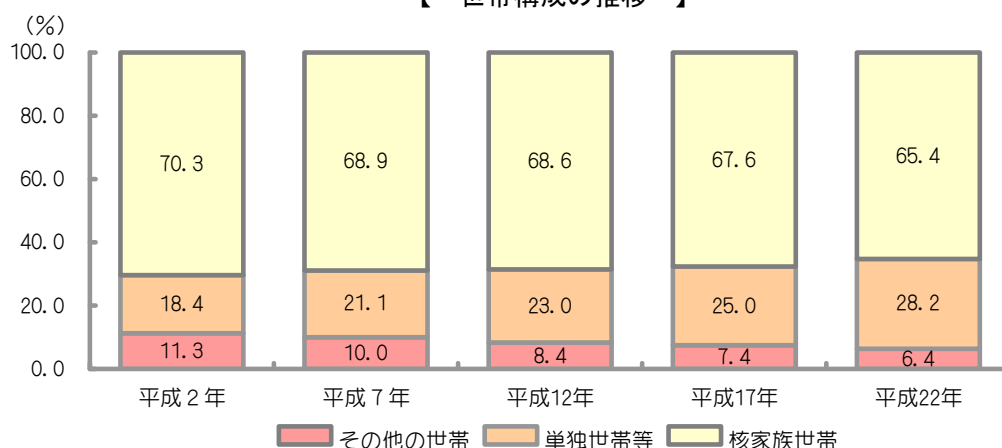
一般世帯※1 における世帯構成の推移は、核家族世帯※2 及び単独世帯※3 が増加傾向にある一方で、祖父母・両親・子どもで構成される 3 世代世帯を含む、その他の世帯が減少している状況にあり核家族化が進んでいることがうかがえます。

なお、世帯構成では、核家族世帯の占める割合が最も高く、平成 22(2010)年で 65.4% となっています。

【 世帯数の推移 】



【 世帯構成の推移 】

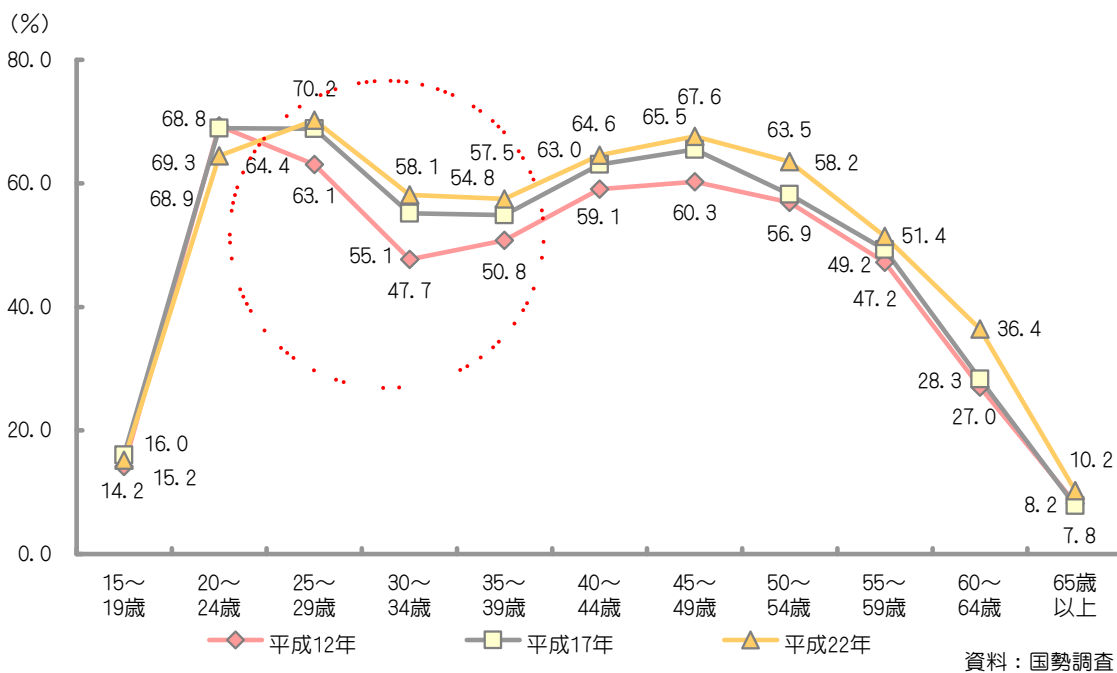


(3) 女性の労働状況

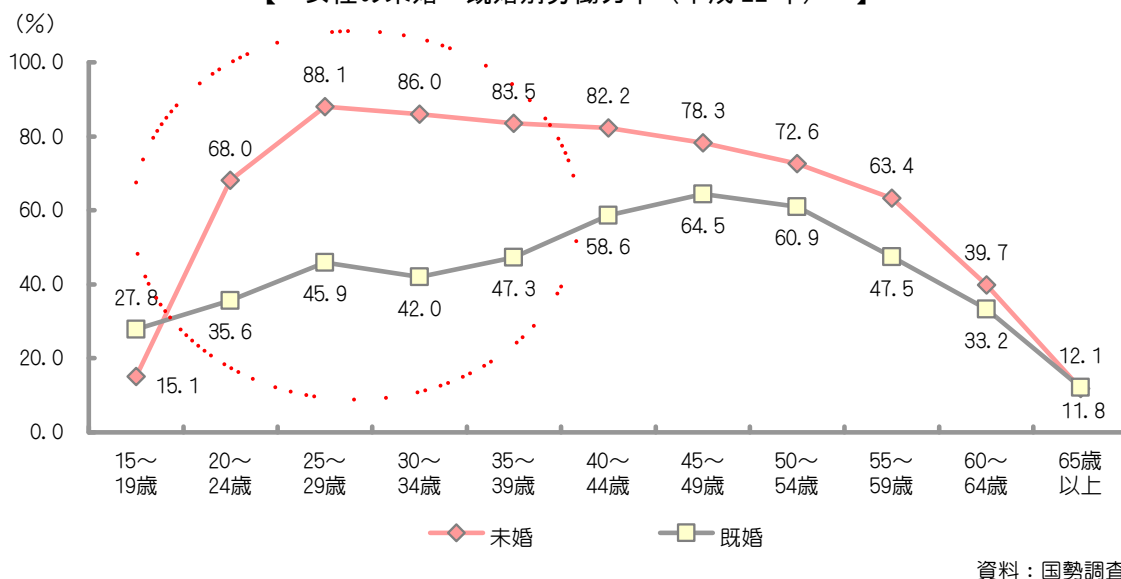
本市の女性の年齢別労働力率※4 は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するというM字カーブを描いています。M字の底が平成 12（2000）年では 30 歳から 34 歳であったのに対し、平成 22（2010）年では 35 歳から 39 歳へと移行しており、晩婚化が一つの要因であると考えられます。

また、女性の未婚・既婚別労働力率は、未婚と既婚では 20 歳から 39 歳の間で差が開いており、最大 44.0 ポイントの差となっています。

【 女性の年齢別労働力率 】



【 女性の未婚・既婚別労働力率（平成 22 年） 】

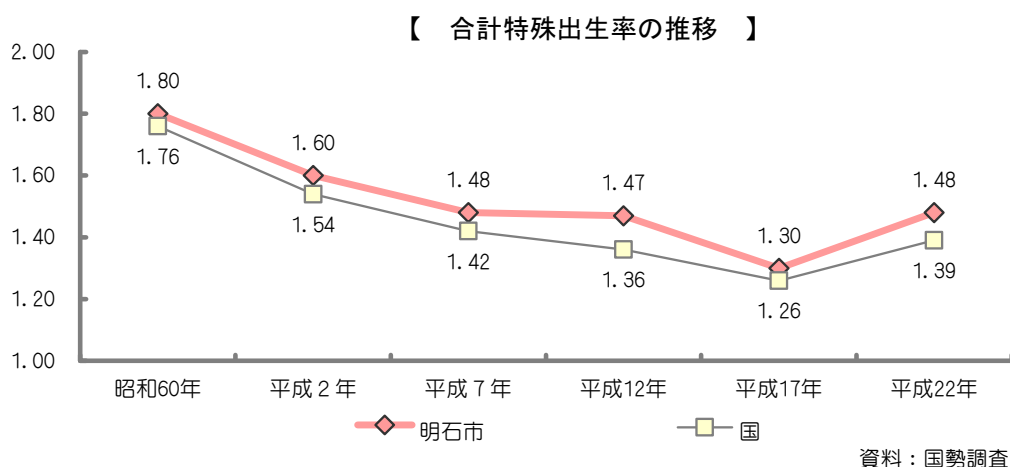


(4) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの平均の子どもの数であり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられ、数値が2.08を下回ると人口が減少に転じるといわれています。

本市の合計特殊出生率は、昭和60(1985)年から平成17(2005)年にかけて減少していましたが、平成22(2010)年に増加へ転じています。

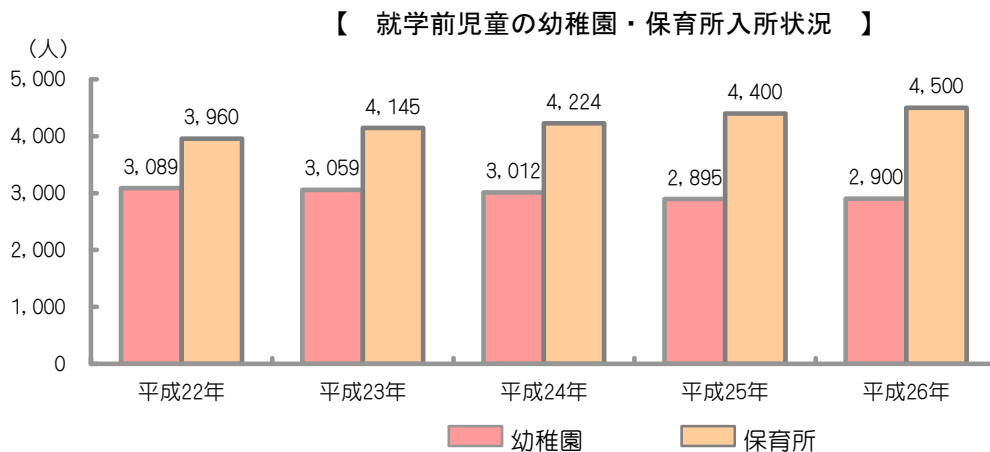
すべての年度で国に比べて高い水準で推移していますが、平成22(2010)年では1.48となっており、本市の人口減少傾向がうかがえます。



(5) 就学前児童の幼稚園・保育所入所状況

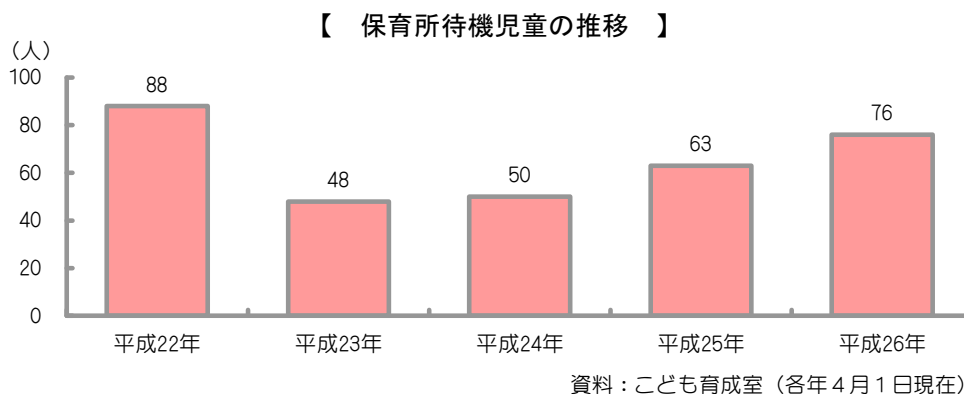
市内の幼稚園・保育所への入所状況は、幼稚園で減少しているのに対し、保育所では増加しています。

平成22(2010)年から5年間で、幼稚園は189人減少し、保育所は540人増加となっています。



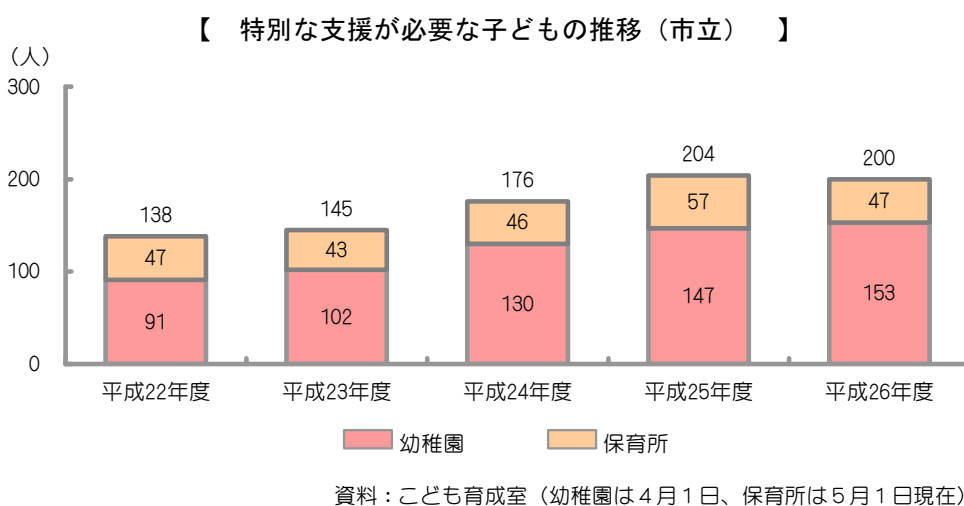
(6) 保育所待機児童の推移

本市の保育所待機児童の推移は、一旦、平成 23（2011）年で減少しましたが、その後は年々増加しており、平成 26（2014）年には 76 人となっています。



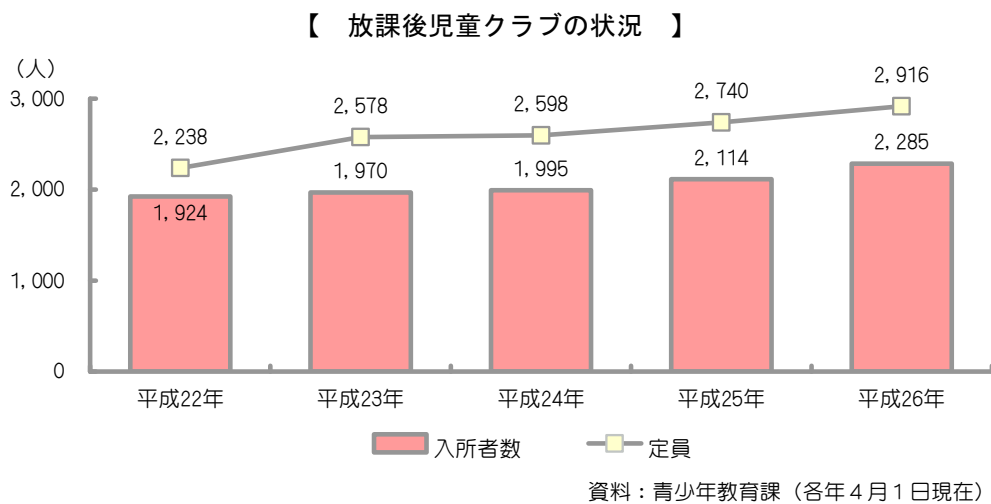
(7) 特別な支援が必要な子どもの推移

本市の特別な支援が必要な子どもの推移（市立）は、幼稚園で年々増加しており、平成 26（2014）年度には 153 人となり、平成 22（2010）年度から 5 年間で 62 人増加しています。



(8) 放課後児童クラブの状況

本市の放課後児童クラブの入所者数は、年々増加しており、平成 26（2014）年には 2,285 人となっています。



2 明石市子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査の結果と分析

(1) 調査の目的

市内に在住する就学前児童及び小学1年生から4年生の保護者に対してアンケートを行うことにより、サービスの内容や量、子ども・子育てに対する現状や今後の意向等を把握し、「子ども・子育て支援事業計画」を策定するうえでの基礎資料とします。

(2) 調査対象

- ①就学前児童の保護者
- ②小学1年生から4年生の保護者

(3) 調査期間

- ①就学前児童調査 : 平成25(2013)年11月28日～12月17日
- ②小学1年生から4年生調査 : 平成25(2013)年11月28日～12月12日

(4) 調査方法

- ①就学前児童調査 : 郵送による配付及び回収
- ②小学1年生から4年生調査 : 学校を通じて配付及び回収

(5) 回収結果

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童	3,080 通	1,887 通	61.3%
小学1年生から4年生	3,402 通	2,928 通	86.1%

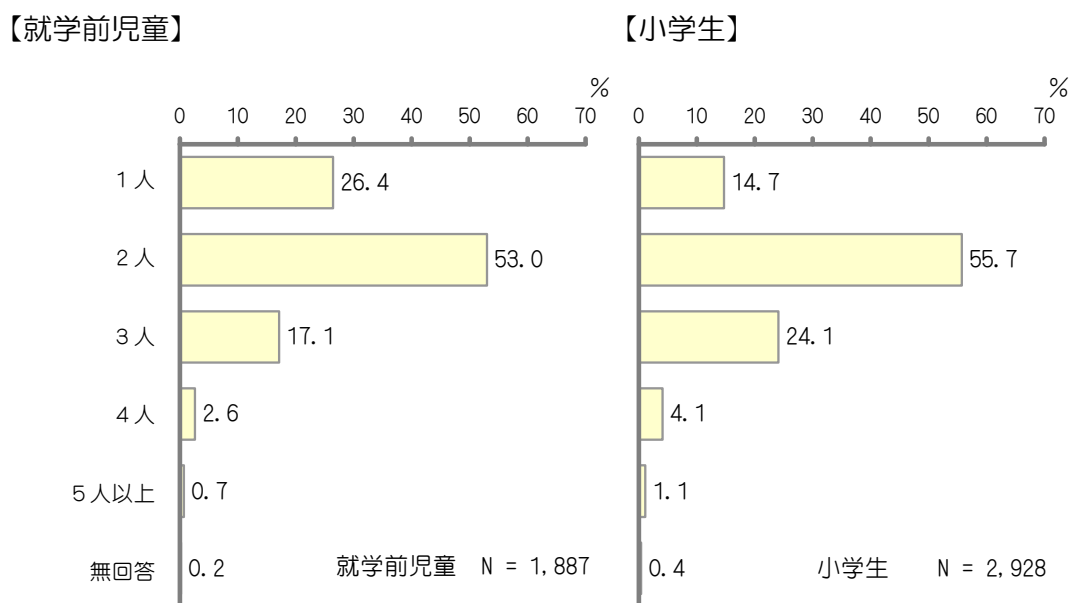
(6) 調査結果の表示方法

- ・グラフに表示されているN値は有効回答数です。
- ・回答は各質問のN値を基数とした百分率(%)で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。

(7) 調査結果

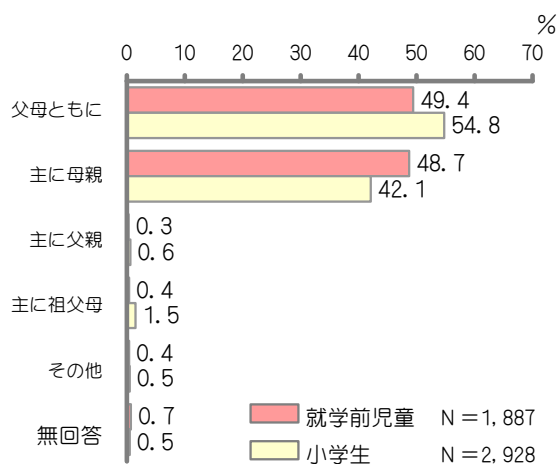
① 回答世帯における子どもの人数〈単数回答〉

就学前児童では「2人」が53.0%と最も高く、次いで「1人」が26.4%、「3人」が17.1%となっています。一方、小学生では「2人」が55.7%と最も高く、次いで「3人」が24.1%、「1人」が14.7%となっています。



② 子育てを主に行っている方〈単数回答〉

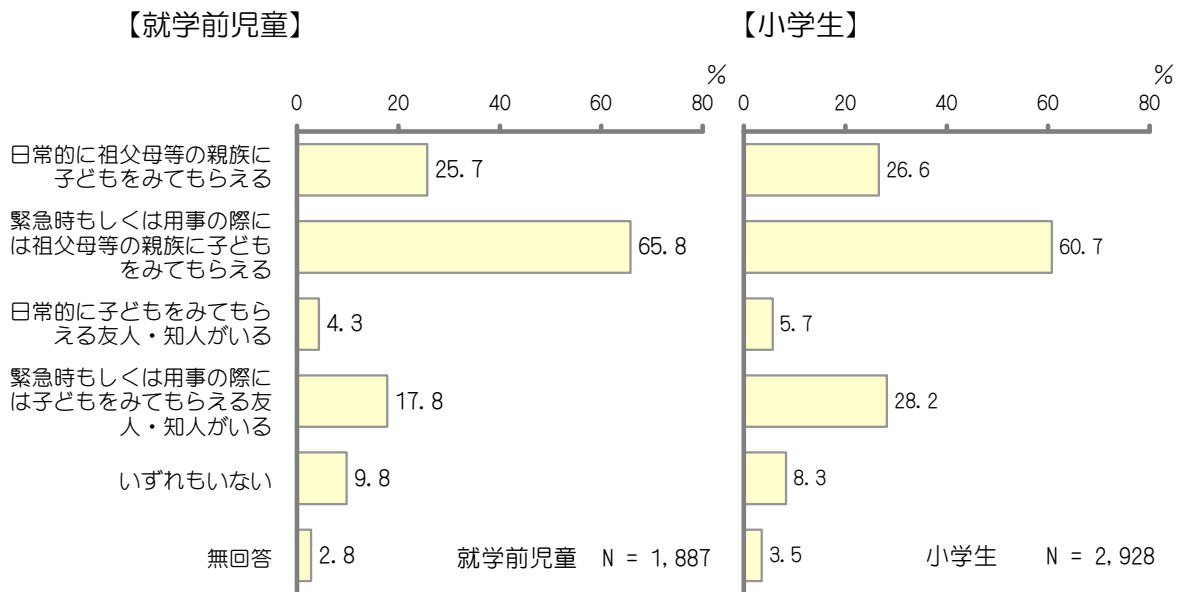
「父母ともに」が就学前児童で49.4%、小学生で54.8%と最も高く、次いで「主に母親」が就学前児童で48.7%、小学生で42.1%となっています。



③ 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無〈複数回答〉

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に子どもをみてもらえる」が就学前児童で65.8%、小学生では60.7%と最も高く、次いで就学前児童で「日常的に祖父母等の親族に子どもをみてもらえる」が25.7%、小学生で「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が28.2%となっています。

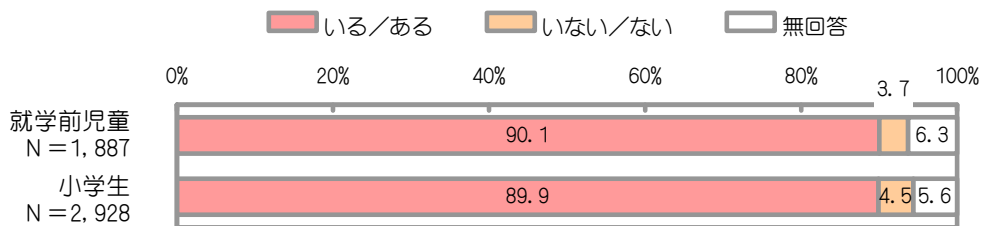
「日常的に祖父母等の親族に子どもをみてもらえる」では就学前児童と小学生でポイント数に差は見られませんが、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」では就学前児童と小学生で10ポイント以上の差があります。



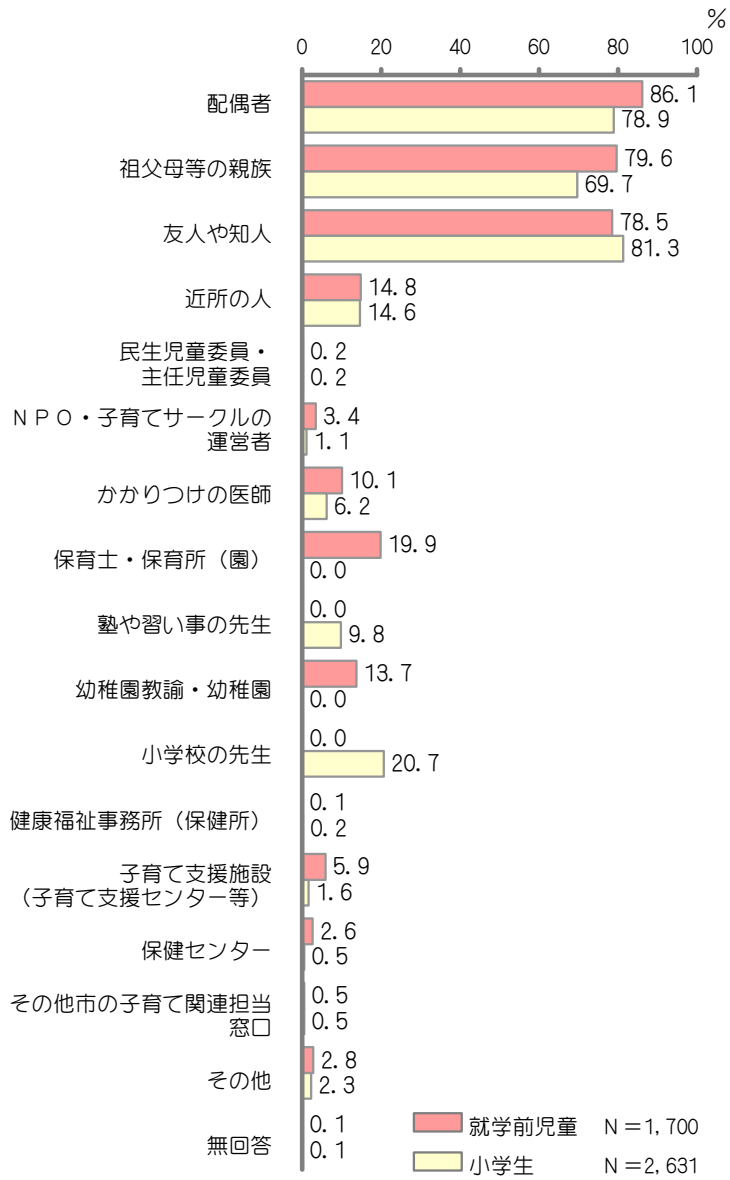
④ 子育てをするうえでの相談相手や相談できる場所の有無〈単数回答〉

「いる（ある）」が、就学前児童で90.1%、小学生では89.9%となっています。

相談相手（場所）をみると、就学前児童は「配偶者」が86.1%、小学生は「友人や知人」が81.3%と最も高くなっています。



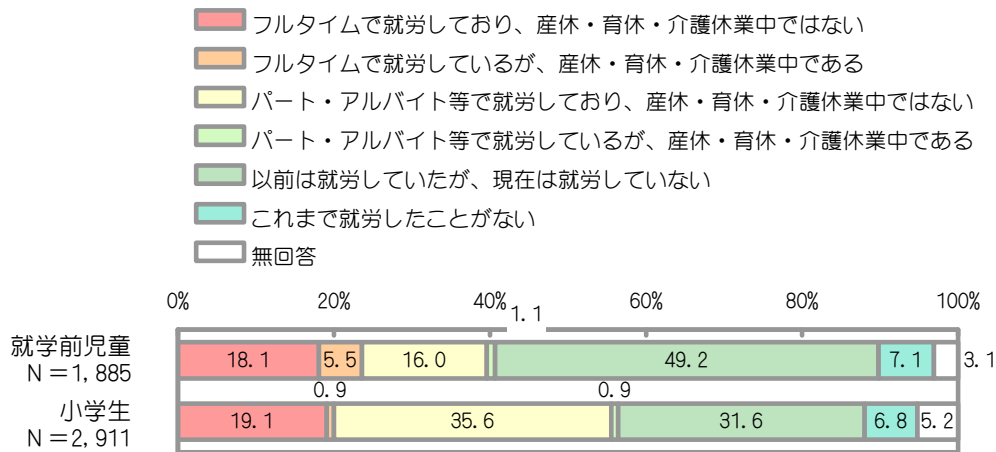
【子育てをするうえでの相談相手】〈複数回答〉



⑤ 母親の就労状況〈単数回答〉

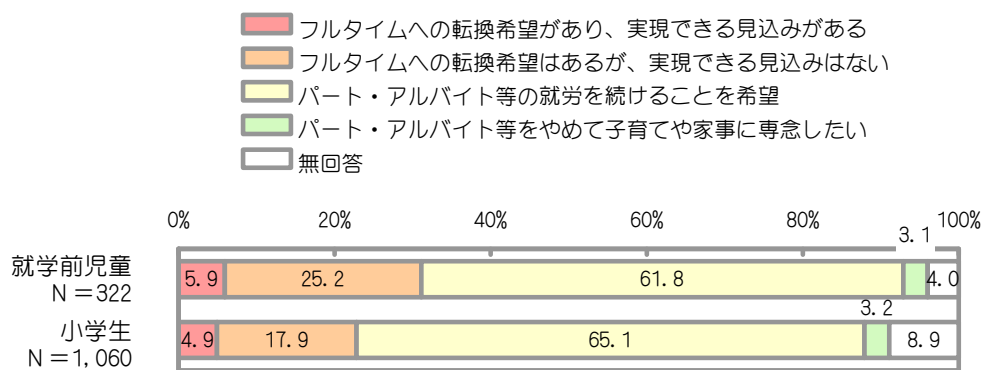
就学前児童の母親では「以前は就労していたが、現在は就労していない」が49.2%、小学生の母親では「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が35.6%と最も高くなっています。

また、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」は就学前児童の母親が18.1%、小学生の母親が19.1%となっています。



⑥ パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望〈単数回答〉

「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が就学前児童の母親で61.8%、小学生の母親で65.1%と最も高く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が就学前児童の母親で25.2%、小学生の母親で17.9%となっています。

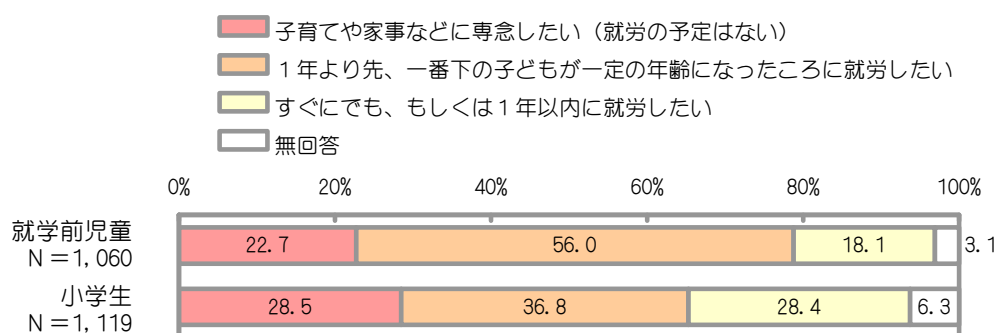


⑦ 現在就労していない母親の就労希望〈単数回答〉

「1年より先、一番下の子どもが一定の年齢になったところに就労したい」が就学前児童の母親で56.0%、小学生の母親で36.8%と最も高くなっています。

「1年より先、一番下の子どもが一定の年齢になったところに就労したい」では、小学生の母親に比べ就学前児童の母親で割合が高く、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」では、就学前児童の母親に比べ小学生の母親で割合が高くなっています。

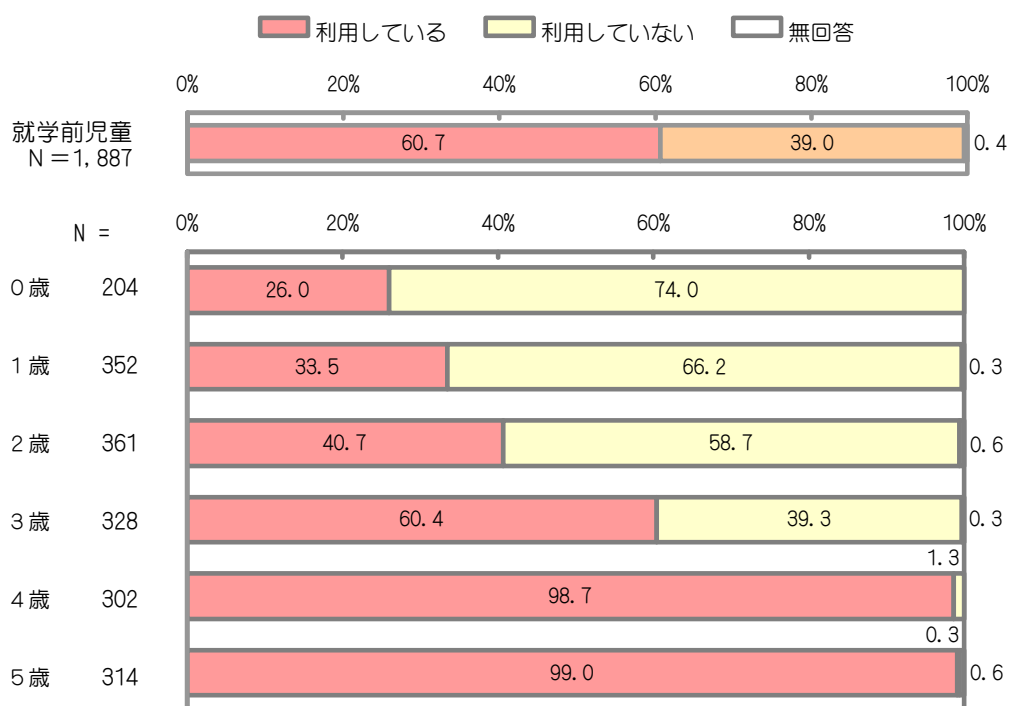
また、これら希望のある方は、就労に対する潜在的なニーズがある保護者であることがうかがえます。



⑧ 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無〈単数回答〉

平日の定期的な幼稚園、保育所等の利用状況については、「利用している」が60.7%、「利用していない」が39.0%となっています。

また、年齢別でみると、0歳から2歳までは55%以上の方が「利用していない」状況で、在宅で子育てをしていることがうかがえます。



「利用している」と答えた母親を就労状況別でみると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」「パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である」で65%以上の方が認可保育所（園）を利用している状況にあります。

また、「以前は就労していたが、現在は就労していない」「これまで就労したことがない」で75%以上の方が幼稚園を利用している状況にあります。

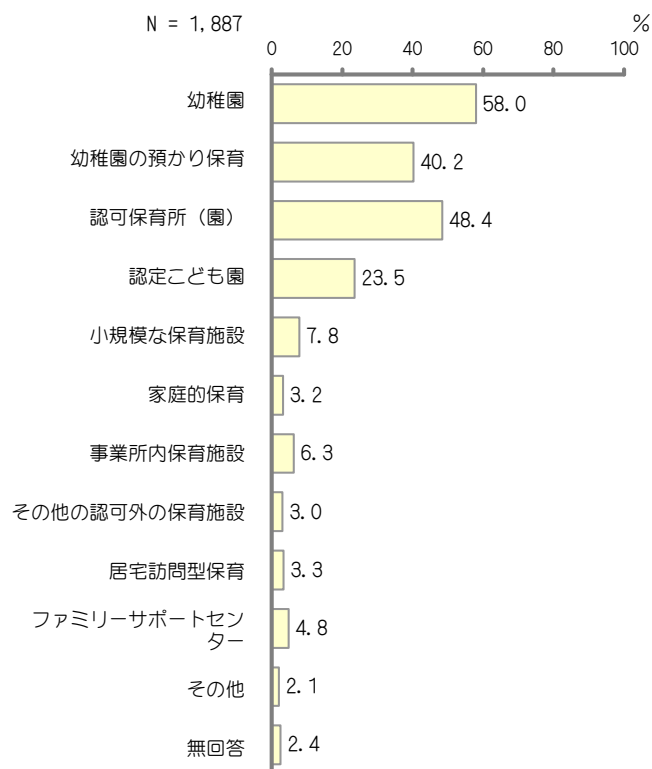
単位：%

	有効回答数（件）	幼稚園	幼稚園の預かり保育	認可保育所（園）	認定こども園	小規模な保育施設	家庭的保育	事業所内保育施設	その他の認可外の保育施設	居宅訪問型保育	ファミリーサポートセンター	その他	無回答
フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	328	4.9	0.3	84.5	—	2.4	—	6.1	3.4	0.6	0.6	0.6	0.3
フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である	56	5.4	—	85.7	—	1.8	—	—	5.4	—	—	3.6	—
パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	246	20.3	2.0	65.0	1.2	0.8	—	4.1	8.1	—	—	1.6	0.4
パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	12	16.7	—	75.0	—	—	—	—	8.3	—	—	—	—
以前は就労していたが、現在は就労していない	406	75.1	3.0	5.9	1.7	3.2	0.2	—	8.6	—	1.0	6.7	0.5
これまで就労したことがない	68	80.9	1.5	7.4	—	2.9	—	1.5	7.4	—	—	4.4	—

⑨ 今後、平日の教育・保育事業として定期的にご利用したいと考える事業〈複数回答〉

平日の教育・保育事業として定期的にご利用したいと考える事業については、「幼稚園」が58.0%と最も高く、次いで「認可保育所（園）」が48.4%、「幼稚園の預かり保育」が40.2%、「認定こども園」が23.5%と続きます。

【就学前児童】



母親の就労状況別でみると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」「パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である」で認可保育所（園）が65%以上、認定こども園が20%以上、幼稚園が18%以上の利用希望となっています。

また、「以前は就労していたが、現在は就労していない」「これまで就労したことがない」で幼稚園が70%以上、認定こども園が20%以上、認可保育所（園）が18%以上の利用希望となっています。

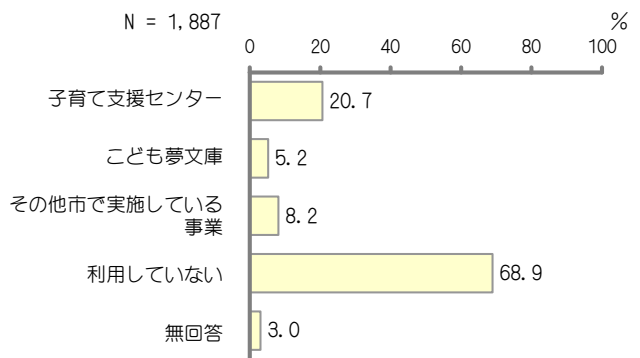
単位：%

	有効回答数（件）	幼稚園	幼稚園の預かり保育	認可保育所（園）	認定こども園	小規模な保育施設	家庭的保育	事業所内保育施設	その他の認可外の保育施設	居宅訪問型保育	ファミリーサポートセンター	その他	無回答
フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	341	18.5	18.5	80.6	25.2	6.2	3.2	9.7	3.2	8.5	8.5	3.2	3.8
フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である	103	21.4	24.3	87.4	38.8	10.7	2.9	13.6	5.8	7.8	7.8	2.9	1.0
パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	301	31.2	33.6	66.4	20.3	6.6	1.7	4.3	2.7	2.3	5.0	2.7	2.7
パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	21	23.8	23.8	85.7	23.8	9.5	4.8	19.0	—	4.8	—	—	—
以前は就労していたが、現在は就労していない	927	83.0	52.1	30.7	23.1	8.1	2.8	4.6	3.1	1.1	3.5	1.7	1.6
これまで就労したことがない	133	74.4	45.9	18.0	20.3	7.5	6.0	6.8	1.5	3.8	3.0	0.8	6.0

⑩ 現在の子育て支援拠点事業の利用状況〈複数回答〉

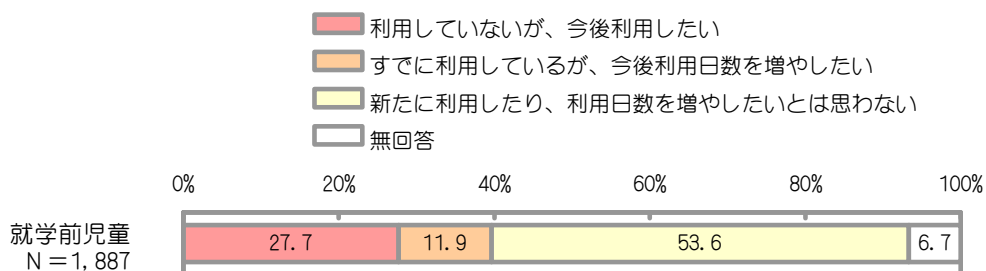
「利用していない」が 68.9%と多数を占めています。また、利用している事業では「子育て支援センター」が 20.7%となっています。

【就学前児童】



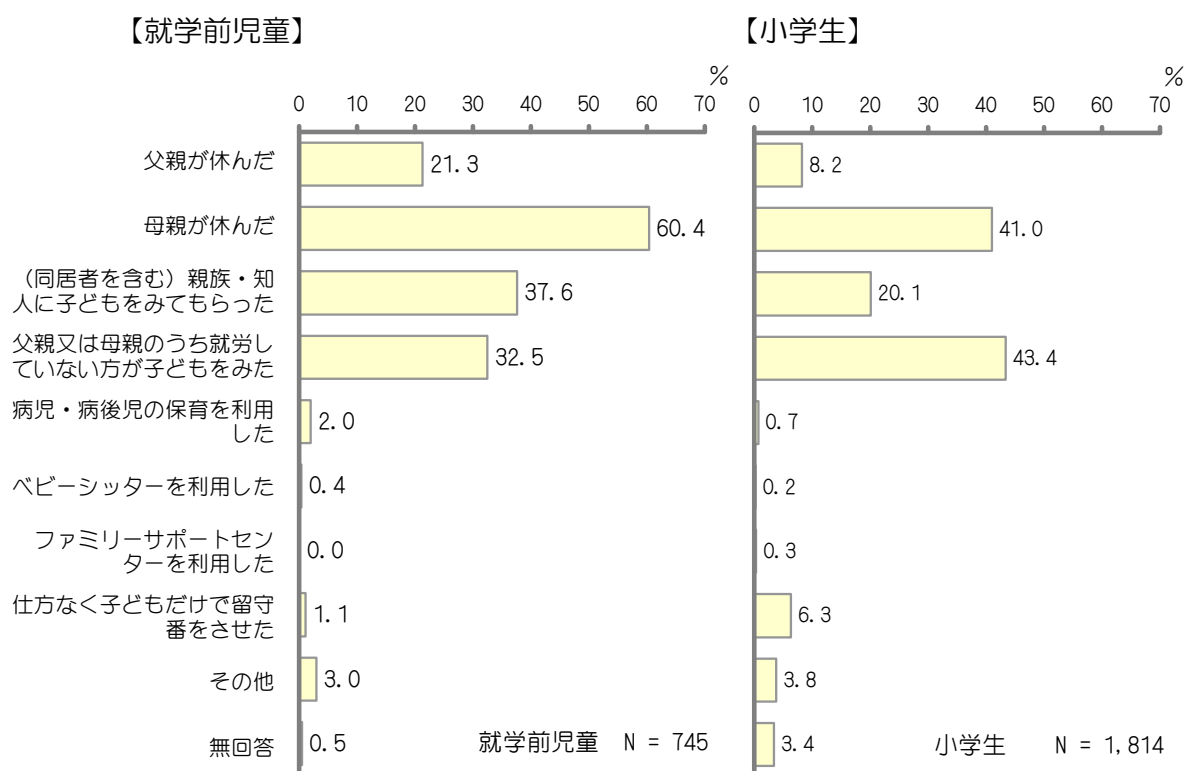
⑪ 地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向〈単数回答〉

「利用していないが、今後利用したい」が 27.7%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が 11.9%となっており、それらを合わせた、地域子育て支援拠点事業を利用したい人は全体の 39.6%となっています。



⑫ 病気等で教育・保育の事業が利用できなかった、あるいは学校を休まなければならなかった場合の対処方法〈複数回答〉

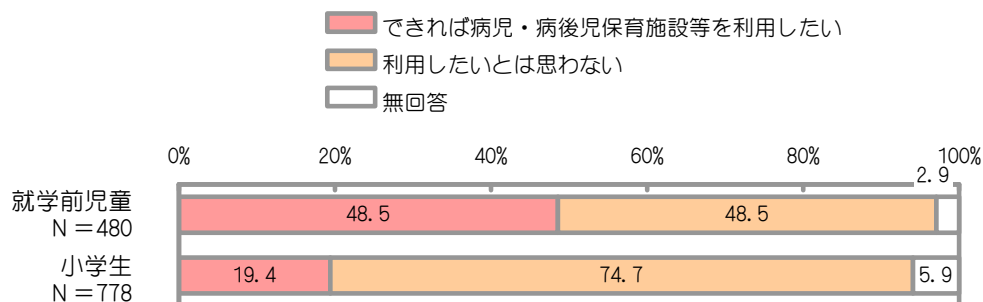
子どもの病気の際の対処方法については、就学前児童で「母親が休んだ」が60.4%、小学生で「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」が43.4%と最も高くなっています。



⑬ 病児等でも利用できる保育施設等の利用希望〈単数回答〉

「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が就学前児童で48.5%、小学生で19.4%となっています。

特に小学生では「利用したいと思わない」が74.7%と「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」を大きく上回っています。

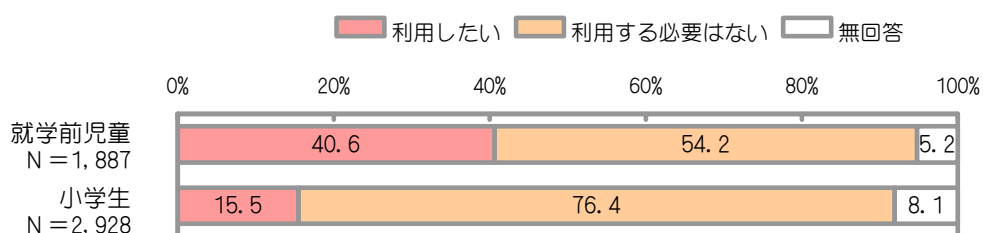


⑭ 私用、親の通院、不定期の就労目的で利用したい事業の有無〈単数回答〉

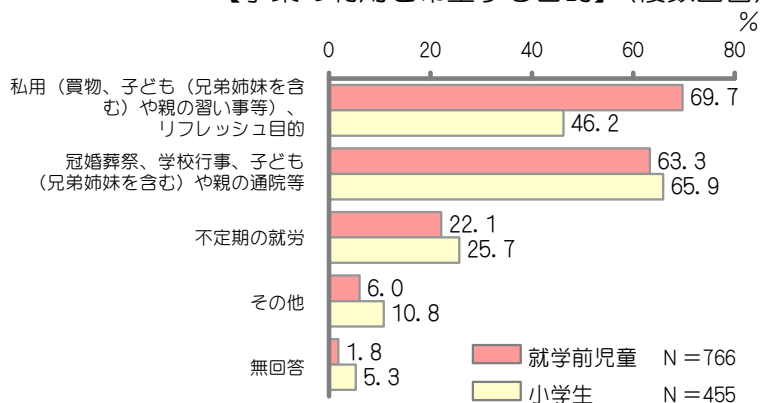
「利用したい」で就学前児童が40.6%、小学生が15.5%となっています。

特に小学生では「利用する必要はない」が76.4%と「利用したい」を大きく上回っています。

事業の利用を希望する目的については、就学前児童で「私用（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的」が69.7%、小学生で「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院等」が65.9%と最も高くなっています。

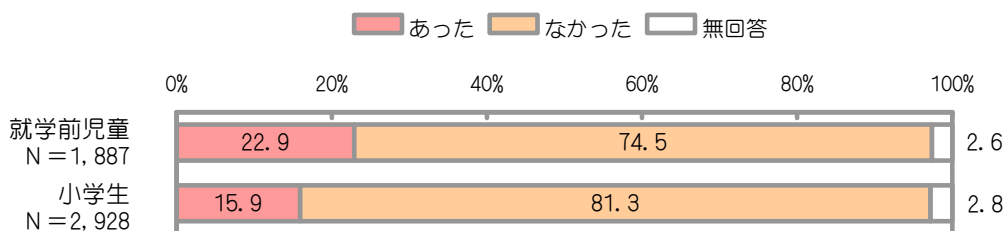


【事業の利用を希望する目的】〈複数回答〉



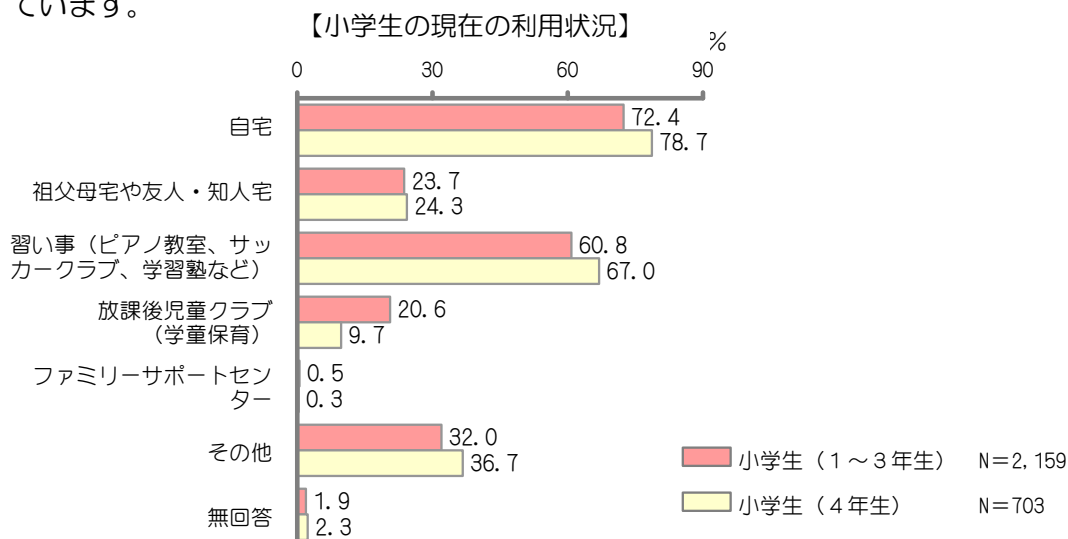
⑮ 泊りがけでみてもらわなければならなかった経験の有無〈単数回答〉

「あった」が就学前児童で22.9%、小学生で15.9%となっています。



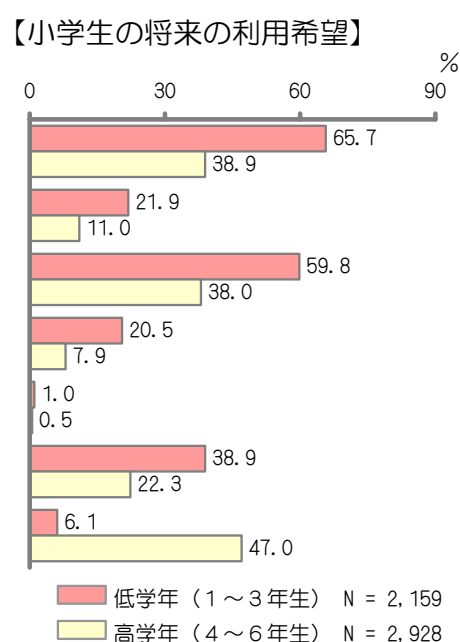
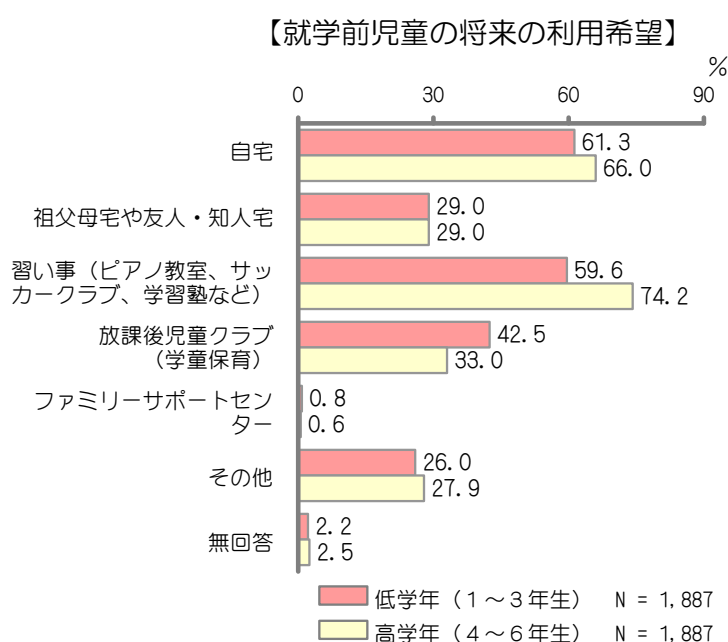
⑩ 放課後の過ごし方〈複数回答〉

小学生が放課後に過ごしている場所については、小学生（1～3年生）、小学生（4年生）ともに「自宅」が70%以上と最も高く、次いで「習い事」が60%以上となっています。



就学前児童が小学校入学後に放課後過ごさせたい場所については、低学年のうちは「自宅」が最も多くなっていますが、高学年になると「習い事」が最も多くなっています。「放課後児童クラブ」の利用希望は低学年のうちは42.5%、高学年になると33.0%となっています。

また、小学生に放課後過ごさせたい場所については、低学年、高学年ともに「自宅」「習い事」の順で多くなっています。「放課後児童クラブ」の利用希望は低学年で20.5%、高学年で7.9%となっています。



⑰ 放課後児童クラブに対する土曜日、日曜・祝日、長期休暇の利用希望
 〈単数回答〉

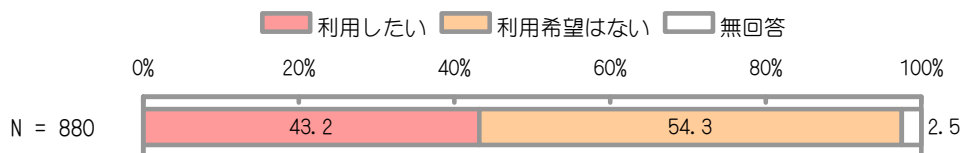
(ア) 土曜日

就学前児童では、小学校就学後に放課後児童クラブを利用したいと答えた人のうち、土曜日も「利用したい」の割合が43.2%となっており、そのうち「6年生まで利用したい」の割合が42.1%となっています。

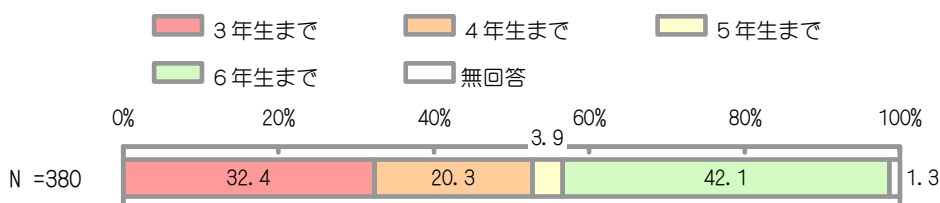
小学生では、現在放課後児童クラブを利用している又は今後利用したいと答えた人のうち、土曜日も「利用したい」の割合の合計が39.6%となっています。また、利用したい学年は「高学年（4～6年生）になっても利用したい」の割合が22.5%となっています。

【就学前児童】

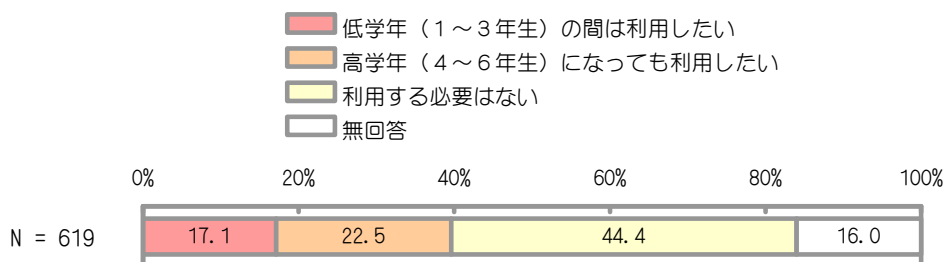
≪利用希望≫



≪利用したい学年≫



【小学生】



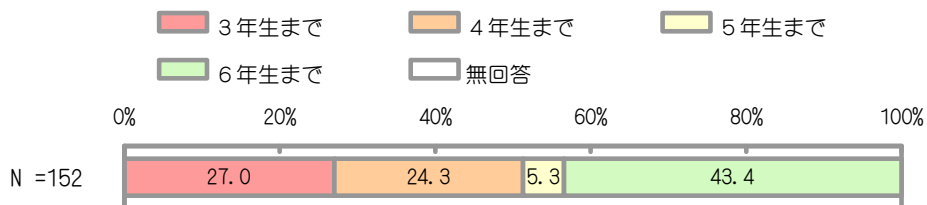
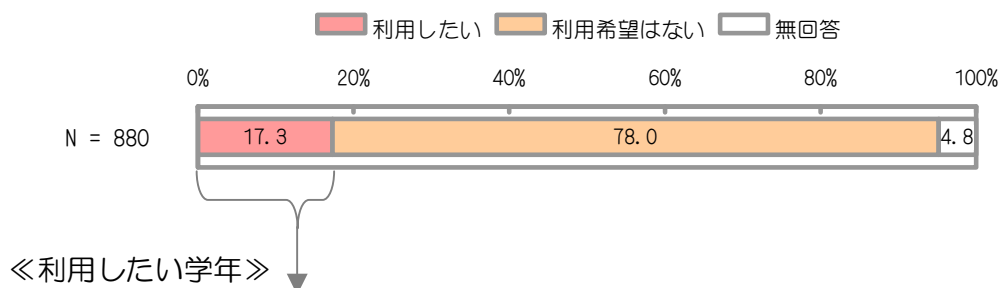
(イ) 日曜・祝日

就学前児童では、小学校就学後に放課後児童クラブを利用したいと答えた人のうち、日曜・祝日も「利用したい」の割合が 17.3%となっており、そのうち「6年生まで利用したい」の割合が 43.4%となっています。

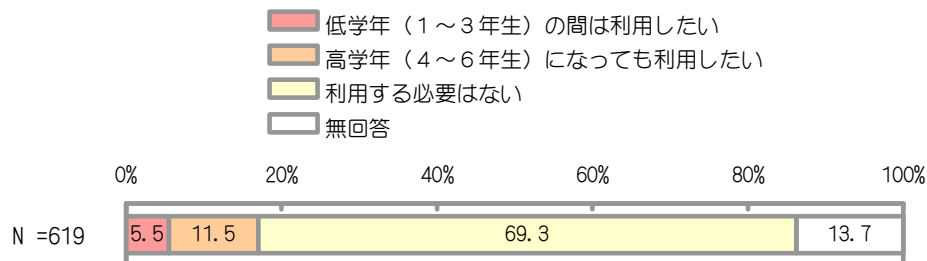
小学生では、現在放課後児童クラブを利用している又は今後利用したいと答えた人のうち、日曜・祝日も「利用したい」の割合の合計が 17.0%となっています。また、利用したい学年は「高学年（4～6年生）になっても利用したい」の割合が 11.5%となっています。

【就学前児童】

《利用希望》



【小学生】



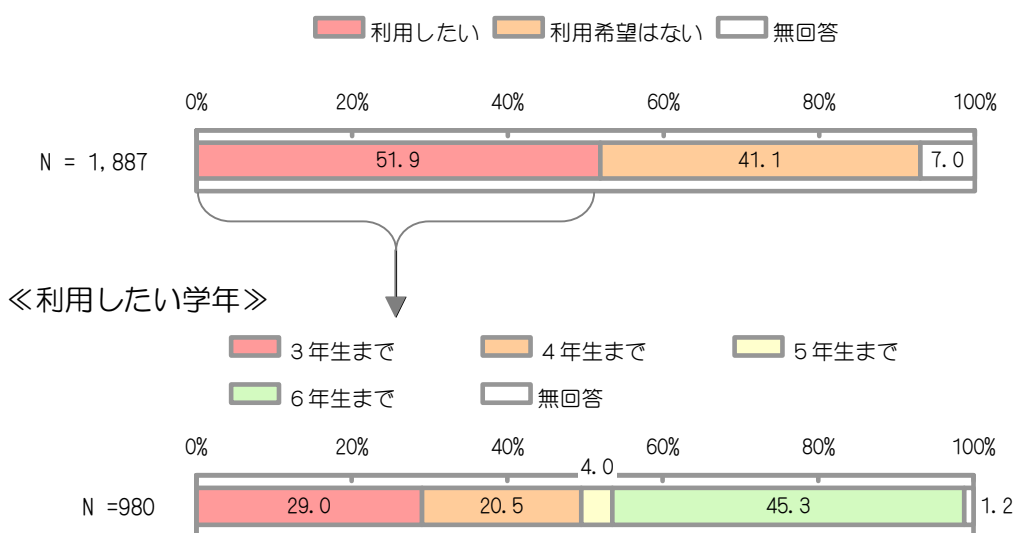
(ウ) 長期休暇

就学前児童では、長期休暇中に放課後児童クラブを「利用したい」の割合が 51.9% となっており、そのうち「6年生まで利用したい」の割合が 45.3%となっています。

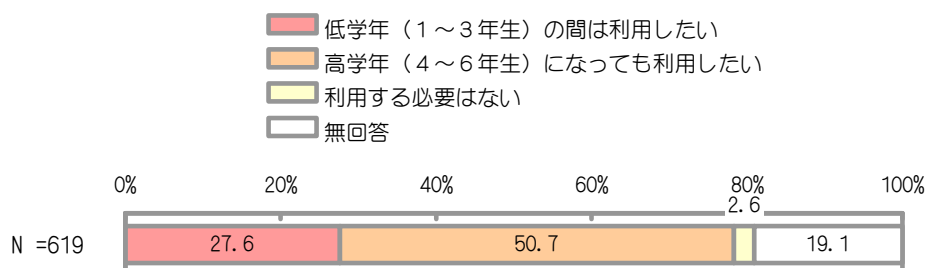
小学生では、現在放課後児童クラブを利用している又は今後利用したいと答えた人のうち、長期休暇中も「利用したい」の割合の合計が 78.3%となっています。また、利用したい学年は「高学年（4～6年生）になっても利用したい」の割合が 50.7%となっています。

【就学前児童】

《利用希望》

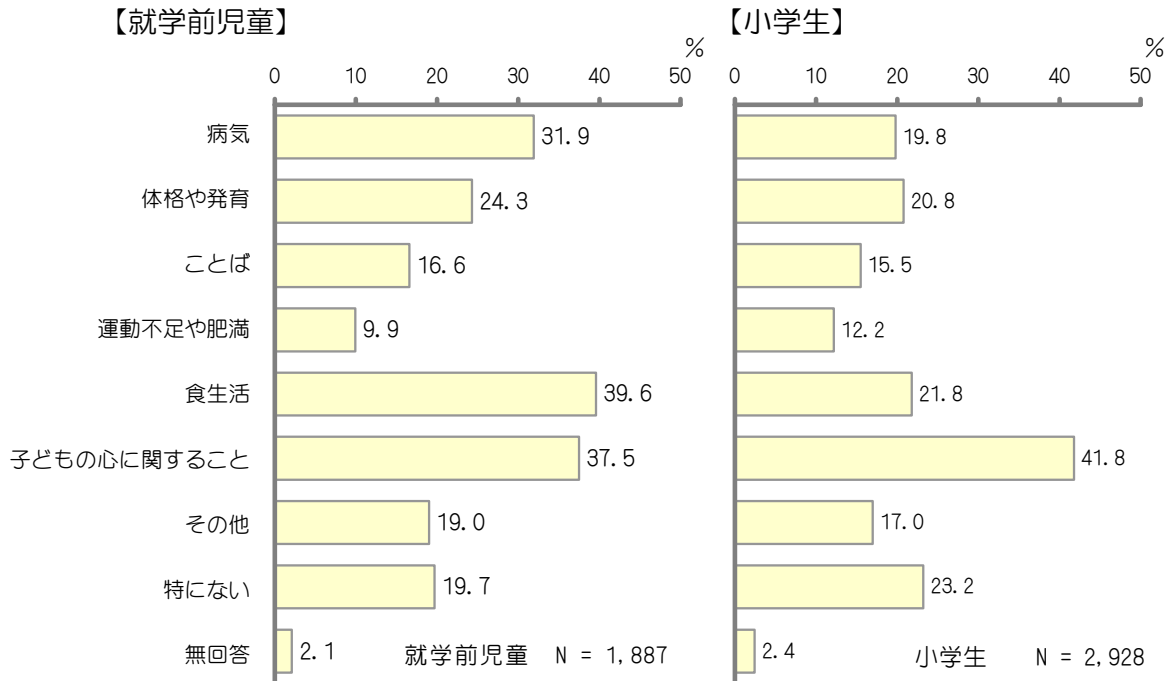


【小学生】

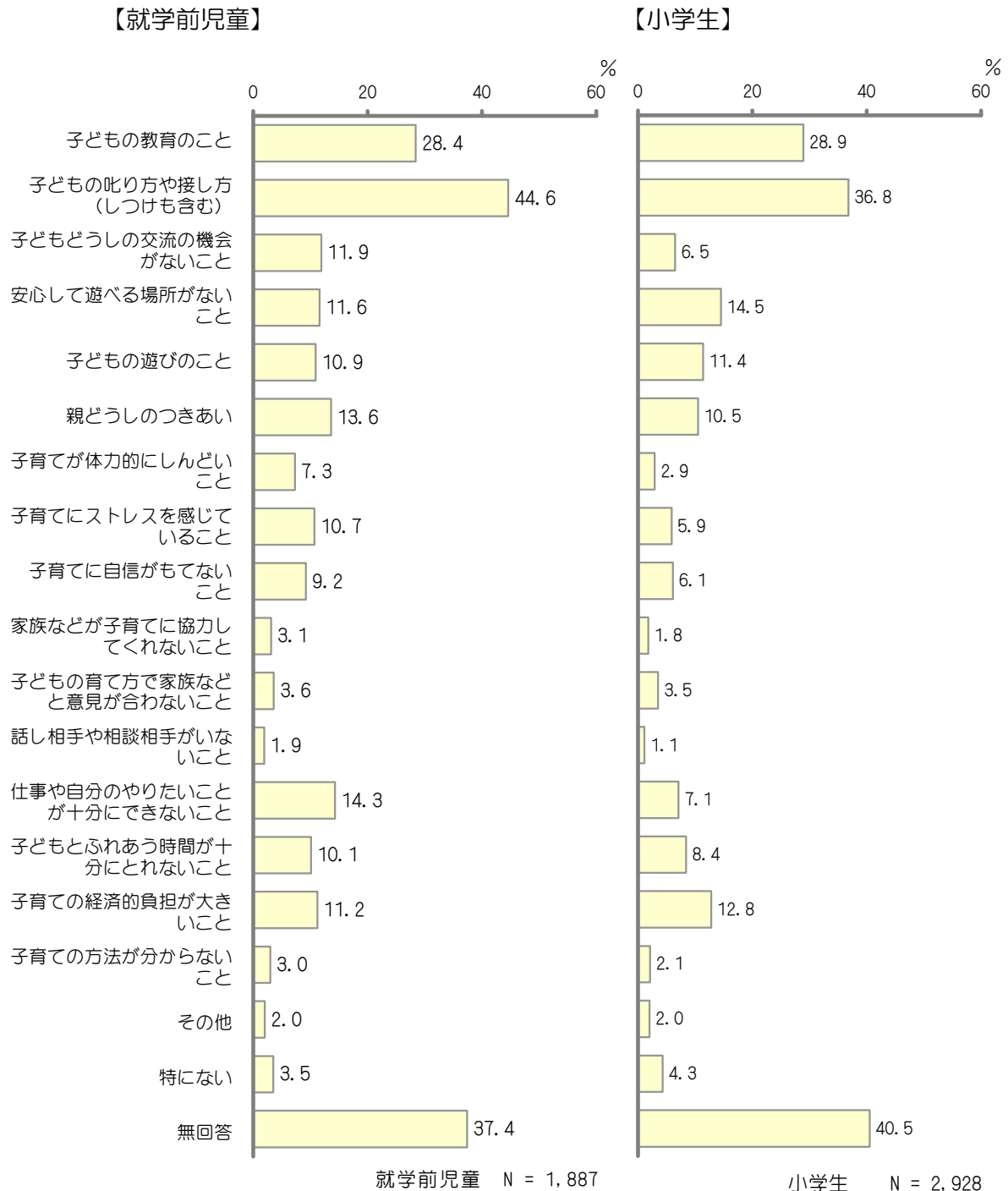


⑱ 子育てについて、日頃悩んでいることや気になること〈複数回答〉

就学前児童、小学生ともに「食生活」「子どもの心に関すること」が上位になっています。特に就学前児童では「食生活」が39.6%と、小学生の21.8%よりも多くなっています。



- ⑱ 子育てについて、病気等以外で日頃悩んでいることや不安なこと〈複数回答〉
 就学前児童、小学生ともに「子どもの叱り方や接し方（しつけも含む）」「子どもの教育のこと」が上位になっています

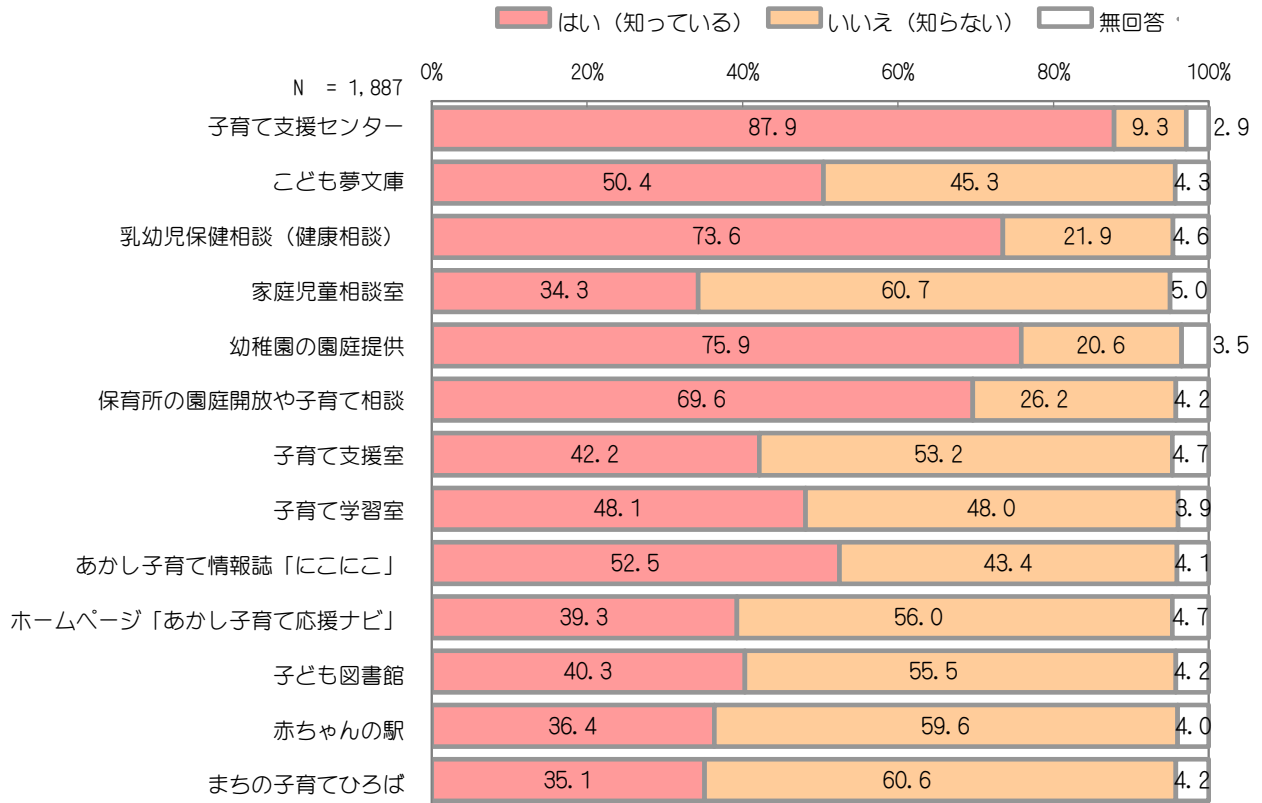


⑳ 子育て支援サービスの認知度〈単数回答〉

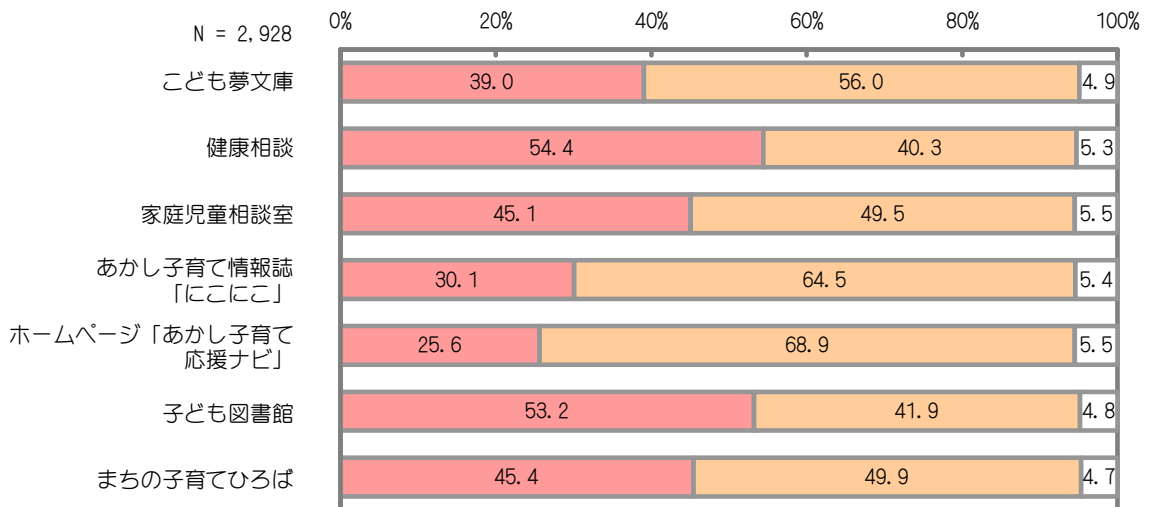
就学前児童で「子育て支援センター」「乳幼児保健相談（健康相談）」「幼稚園の園庭提供」を「知っている」が高く、70%以上となっています。

小学生で「健康相談」「子ども図書館」を「知っている」が50%以上となっています。

【就学前児童】



【小学生】

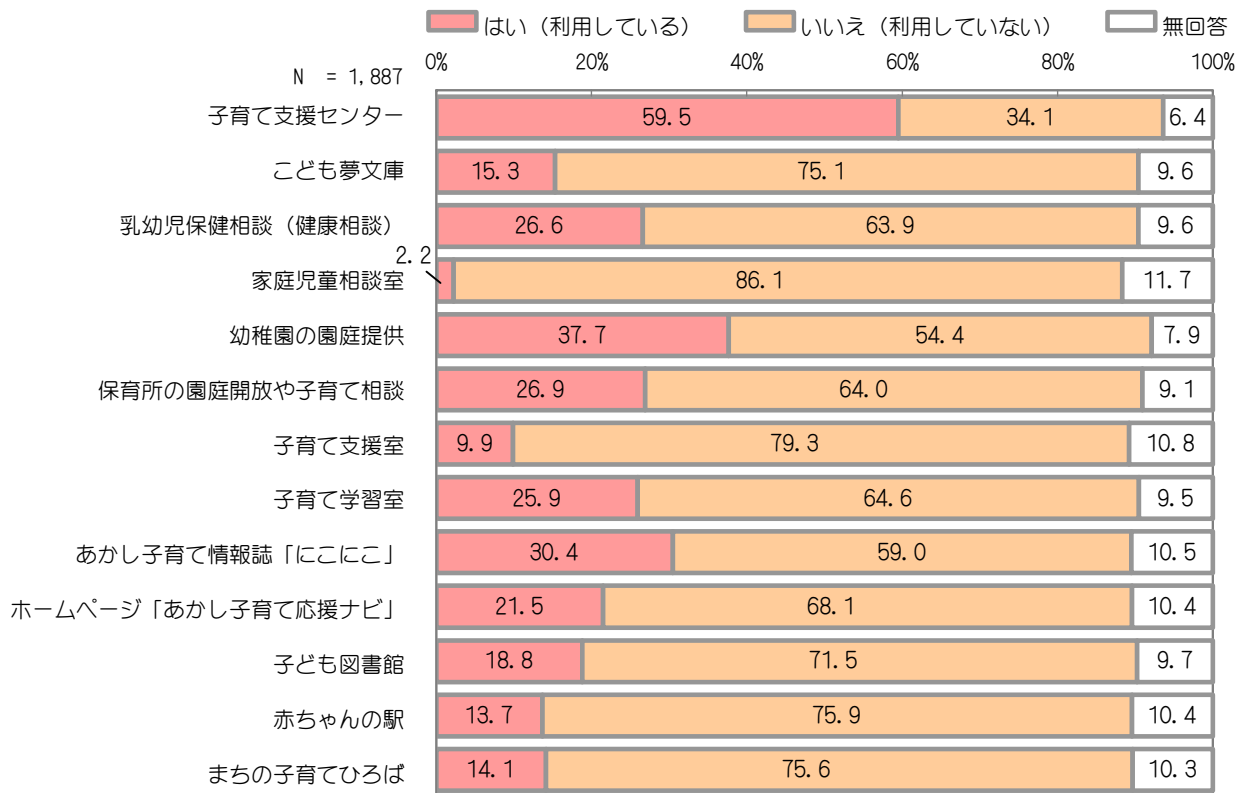


② 子育て支援サービスの利用状況〈単数回答〉

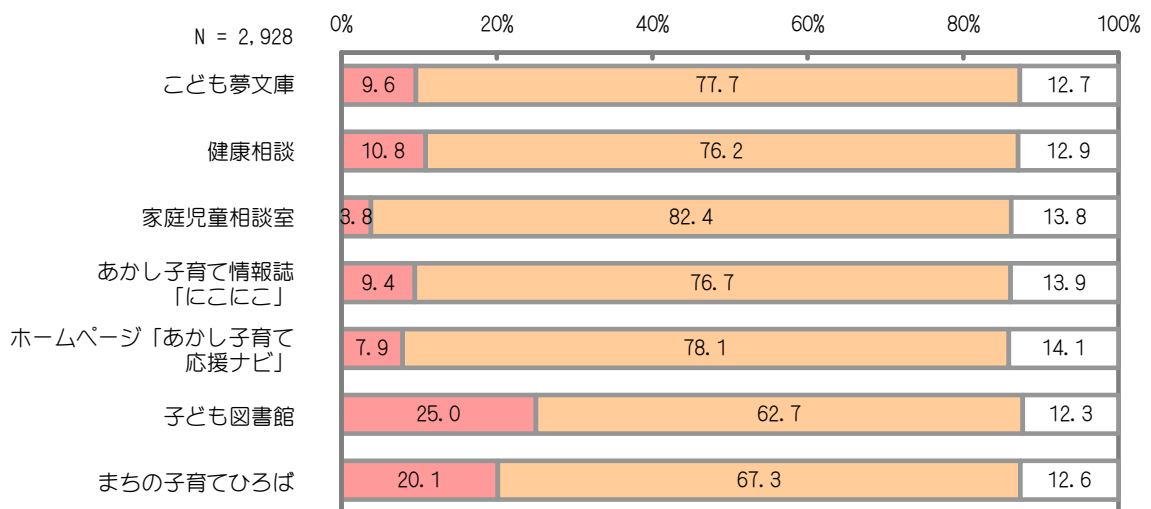
就学前児童で「子育て支援センター」の利用状況が高く、59.5%となっています。

小学生で「子ども図書館」「まちの子育て広場」の利用状況が20%以上となっています。

【就学前児童】



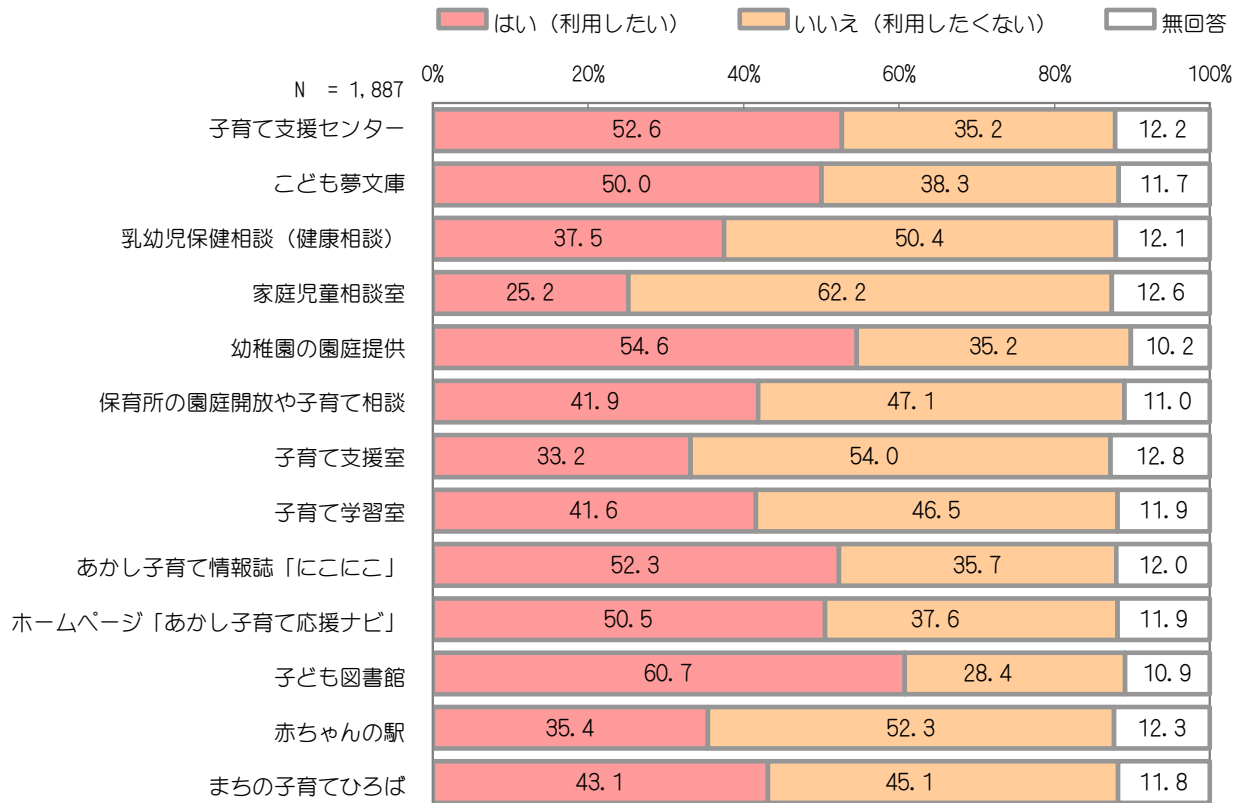
【小学生】



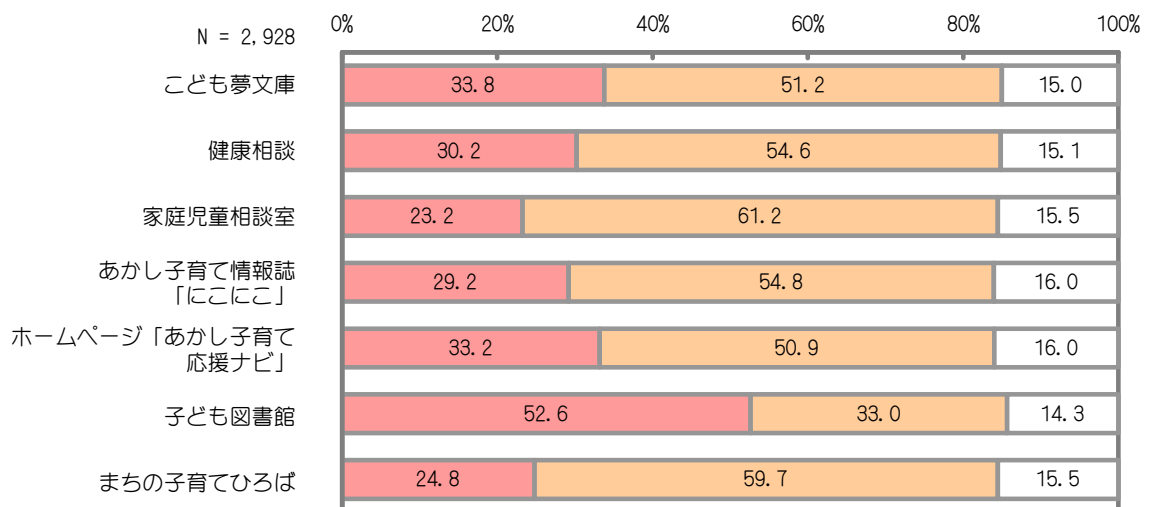
⑫ 子育て支援サービスの利用希望〈単数回答〉

就学前児童、小学生で「子ども図書館」の利用希望が高く、50%以上となっています。

【就学前児童】



【小学生】



⑬ 認定こども園について〈単数回答〉

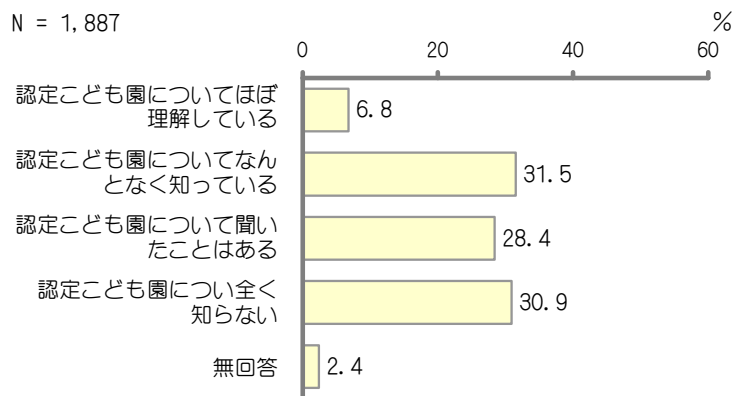
認定こども園の理解度については、「認定こども園についてなんとなく知っている」が31.5%、「認定こども園についてほぼ理解している」が6.8%で、合わせて「知っている」が38.3%となっています。一方「認定こども園について全く知らない」が30.9%と理解がまだ進んでいない状況です。

認定こども園設置の取り組みについては、「積極的に進めてほしい」が46.1%、「どちらかといえば進めてほしい」が35.0%となっています。

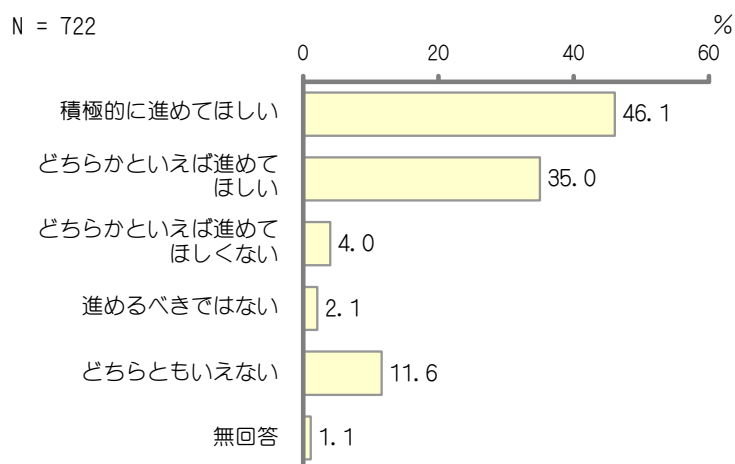
認定こども園への期待については、「保育時間の延長」が48.5%と最も高く、次いで「0歳～2歳児の定員の増加」が46.6%、「3歳～5歳児の定員の増加」が45.4%となっています。

【就学前児童】

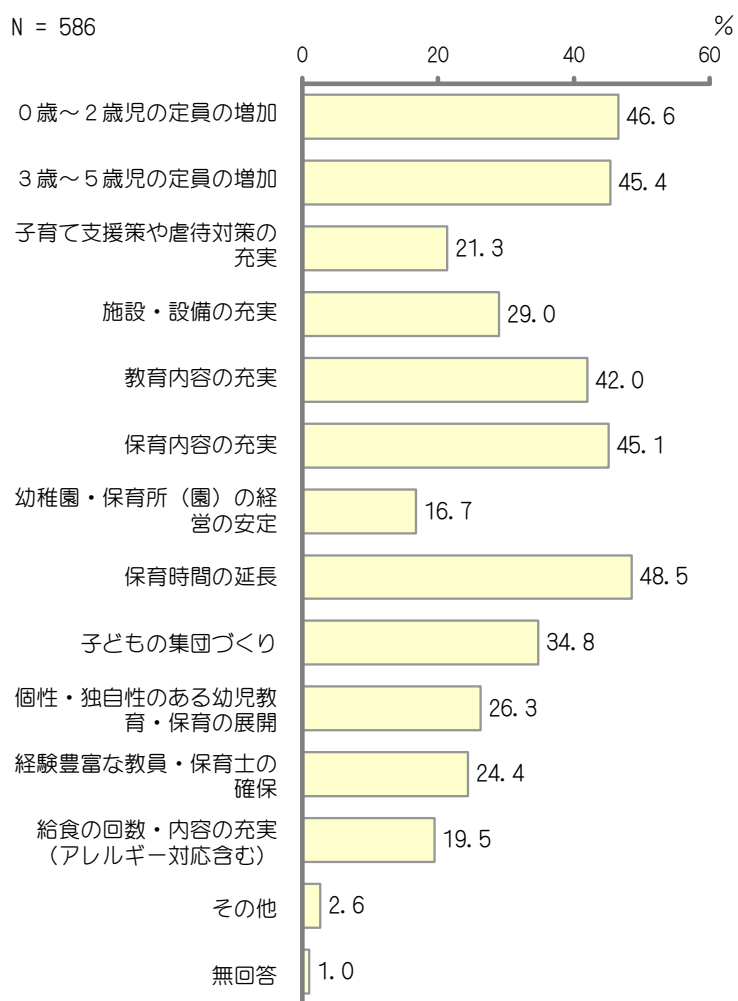
[認定こども園の理解度] 〈単数回答〉



[認定こども園設置の取り組み] 〈単数回答〉

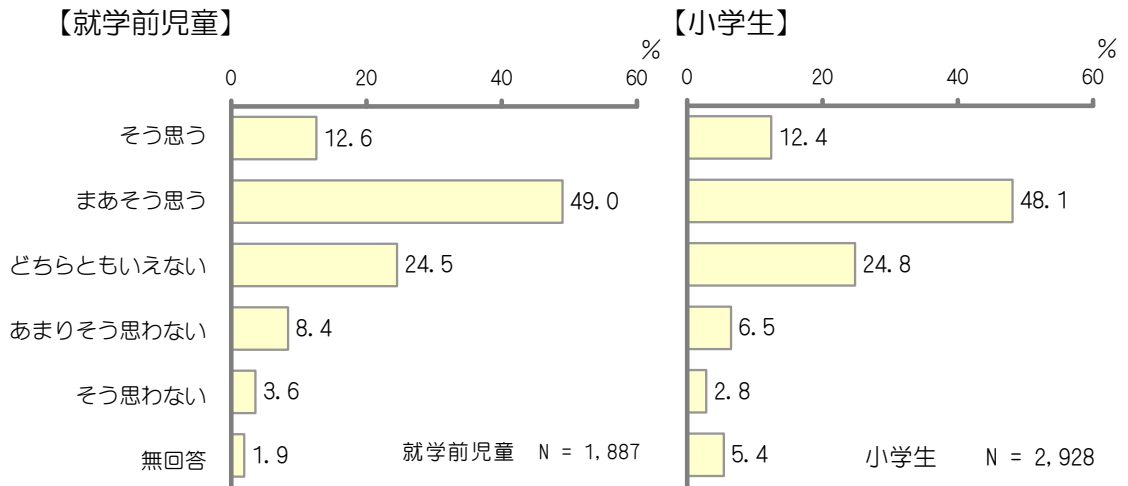


[認定こども園への期待] 〈複数回答〉



⑭ 子育てしやすいまちか〈単数回答〉

「そう思う」「まあそう思う」をあわせた“子育てしやすいまちだと思う”が就学前児童で61.6%、小学生では60.5%と、ともに60%以上となっています。



3 明石市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

本市の子どもをめぐる現状やニーズ調査の結果などから、子ども・子育て支援施策の充実に向けて、以下のような課題が考えられます。

(1) 質の高い教育・保育を受けられる環境整備

現状と課題

本市の就学前児童数は、少子高齢化が進む中、減少傾向で推移していますが、就学前施設（保育所・幼稚園）の在籍児童数は全体として増加しています。このような状況の中、保育所の入所児童数は増加しているのに対し、幼稚園の園児数は減少しています。

現在は、保護者の就労状況等により、保育所か幼稚園で子どもが通える施設が限られているため、保育所で待機児童が発生する一方で、幼稚園に余裕教室があるといった在籍状況、施設活用のアンバランスが発生しています。

また、少子化の進行により、家庭や地域で他の子どもと関わる機会が減少しており、教育・保育施設※5における集団教育・保育の持つ意義はますます高まっています。

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基盤となる時期で、子どもの心身の健やかな成長にきわめて重要であり、このことから、すべての子どもが等しく質の高い教育・保育を受けられる環境整備が必要です。

さらに、近年、保育所・幼稚園・学校において、特別な支援が必要な子どもが増加傾向にあり、一人一人の特性等に配慮した対応や支援が求められています。

課題

すべての子どもが等しく質の高い教育・保育を受けられる環境整備が求められています。

(2) 保育ニーズの高まりへの対応

現状と課題

子育て世代の女性の労働力率をみると増加しており、ニーズ調査の結果でも、母親の就労意向が高くなっていることがうかがえます。

このような状況の中、就学前施設（保育所・幼稚園）の入所状況をみると、保育所の在籍者数は増加傾向で推移しています。保育所では市立、私立とも定員を超える受け入れを行い、待機児童の多い地域に私立保育所や分園を新設するなど、受け入れ枠の拡大を行っていますが、入所を希望する児童数の増加ペースに追い付かず、待機児童が解消されない状況にあります。

子育て家庭における働き方が変化している中、今後、幼稚園等の既存施設の活用を図りながら、保育所の入所を希望する0歳から5歳の受け入れの場の確保など、保育サービスの拡充を計画的に進めるとともに、地域や子ども・子育て支援を行う団体等と密接に連携、協力して本市の特性に応じた子育て支援施策を進めることが求められています。

課題

夫婦共働き世帯の増加や就労形態の多様化に伴う保育ニーズへの対応が求められています。



(3) 子育て家庭を支える地域づくり

現状と課題

これまで本市では、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の不安感や孤立感の解消に向けて、地域の身近なところで子育て相談や仲間づくりができる場づくりを進めてきました。

平成 25（2013）年度に実施したニーズ調査の結果においては、「子育て支援センター」をはじめとした子育て支援事業の認知度が非常に高く、利用希望も高いことから、子育て支援事業のさらなる充実が求められています。

また、ニーズ調査の結果から、子どもの叱り方や接し方など、子育てに関して悩んでいること、気になることがある保護者や、わずかながら、誰にも相談する人がいない、子どもを親族・知人等の誰にもみてもらうことができないなど、子育ての不安感、孤立感を持つ保護者の姿がうかがえます。

そのため、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子ども・子育て家庭の不安感や孤立感を解消し、妊娠期から安心して、また喜びを感じながら子育てができるよう支援していくことが求められています。

課題

子育ての不安感や孤立感をなくし、子どもの育ちと子育てを支援するための環境づくりが必要とされています。





1 基本理念

子どもも親も輝ける 安心子育て いきいきあかし

子どもは家庭の希望であり、明石の宝です。すべての子ども一人一人の幸せは社会全体の願いです。

すべての子どもたちが、一人の人としてこのまちで大切に育てられ、健やかに成長することは地域全体の喜びです。

子どもたちが、様々な人との関わりや体験を通して、健やかでたくましく心豊かな人間として育ち、夢を育み、希望を持って自らの力を発揮できるよう、親のみならず、地域のみinnで応援していきます。

また親も、子育てを通じて様々な人と関わり合いながら、経験を積み成長していきます。はじめからうまくいく子育てはなかなかありません。

地域社会が保護者に寄り添い、保護者が出産や育児の不安を乗り越え、悩みを解決しながら親として育ち、子どもを産み育てることを喜びとして、安心していきいきと子育てが楽しめるような環境づくりを進めます。

明石のすべての子どもたちが、笑顔で輝き、すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、地域で力を合わせ、子ども・子育て支援に取り組み、子どもの元気を家庭の元気、明石の元気につなげていきます。

本市のすべての子どもの健やかな育ちに向けて、子どもを中心とした就学前教育・保育の基本理念、基本方針・目指す子どもの像などについての新たな指針を作成し、保護者の就労状況や家庭の状況、その他の事情にかかわらず、質の高い教育・保育を受けられるよう、「就学前教育・保育の共通カリキュラム」（仮称）を策定します。

【③幼稚園教諭・保育士の資質の向上】

就学前教育・保育の基本理念のもと、幼稚園教諭・保育士が共に、本市のすべての子どもの健やかな育ちに向けて、今までの研修体制を見直し、より効果的な実施方法の検討を行い、研修計画を策定します。

また、幼稚園教諭と保育士の合同研修や人事交流を通じて、教育・保育の共通理解を深め、実践につなげます。

【④特別な支援が必要な子どもに対する教育・保育の充実】

就学前の子どもに対する小学校入学までの早期からの教育相談や支援は、子どものみならず、保護者にとっても大切です。それは、我が子をより深く理解し受容することや日々の子育てを工夫すること、適切な特性の理解等につながっていくからです。

現在、本市では、幼稚園や保育所に通う選択をした場合、年齢ごとのクラス分けで障害の有無に関係なく、同じクラスで共に生活しています。このことは、子どもたちが共に学ぶ仲間として級友とともに日々有意義な活動に参加し、よりよく成長していくことを意味しています。また、一人一人の多様な教育・保育ニーズに応じるため、子どもの特性を理解するための実態把握、個別の指導計画の作成・活用に努め、職員の共通理解のもと様々な支援を行っています。

文部科学省の調査（平成 24（2012）年度）によると、発達障害（学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症など）の可能性があつて通常学級に在籍し、特別な支援を必要としている児童生徒の割合が約 6.5%という報告があります。

早期からの様々な支援をよりスムーズに次につないでいく際に、個別の教育支援計画や個別の指導計画の活用は有効です。今後は、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム※7 構築のための特別支援教育の推進」における報告（平成 24（2012）年度）等を踏まえ、保護者に対し、十分な情報提供を行い、多様化する障害に対して気軽に相談できるよう相談体制の充実を図り、関係機関と連携を強化します。合わせて、支援の必要な子どもやその保護者の思いに寄り添った支援を行うことができるよう、全職員が基礎的な知識・対応技能を習得できる研修を実施し、指導体制を整えます。

また、児童発達支援センター等の充実を図り、関係機関と連携しながら療育支援を進めます。

(3) 多様な保育サービスの充実

【①延長保育事業】

保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、開所時間を超えた保育を実施し、就労世帯等の支援を図ります。

今後は、現在の提供体制を維持しながら、新設の保育所等や延長保育未実施園に対して、当該事業の普及促進を図ります。

【②幼稚園での預かり保育事業】

幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の就労や子育てを支援するため、現在、一部の園で、希望のあった在園児を幼稚園での教育時間終了後、施設内で預かり、保育をしています。

子ども・子育て支援新制度のもと、料金体系、利用時間等を整理し、実施園の拡大を図ります。

【③保育所での一時預かり事業】

保護者のパート就労や病気等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、乳幼児を保育所等において一時的に保育し、子育て世帯の支援を図ります。既存の保育所はもとより新設の保育所に対して、一時預かり事業の実施について働きかけを行い、実施園の拡大に取り組みます。

【④病児・病後児保育事業】

病気や怪我などにより、集団保育の実施が一時的に困難な児童について、病院等に付設された専用スペースにおいて保育を行い、就労世帯等の支援を図っています。

現在、病児保育施設1か所、病後児保育施設2か所で事業を実施していますが、ニーズ調査の結果からも保護者ニーズが高いことから、事業を継続するとともに、今後、利用実績等を検証し、事業の拡大の必要性についても検討を行います。

基本目標2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

安心して子育てをするためには、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子ども及び子育て家庭を対象として、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。

また、子育ての不安を軽減し、子育ての楽しさを実感することができるよう、安心して子どもを預けられる環境づくりやきめ細やかな相談体制の充実、子育て情報の提供とともに、すべての子どもが心身ともに健康で過ごせる環境づくりに取り組みます。

(1) 待機児童の解消

就労形態の多様化などに伴う多種多様な保育ニーズに対応し、待機児童の解消を図るため、これまでも保育所の新設や市立幼稚園を活用した保育所分園の設置などに取り組み、定員枠の拡大を図ってきました。

今後、3歳から5歳については、私立保育所、私立認定こども園の新設、市立幼稚園の認定こども園化等で保育所定員を増やし、0歳から2歳については、私立保育所、私立認定こども園の新設や私立保育所による分園整備等で保育所定員を増やし、待機児童の解消を図ります。

さらに0歳から2歳の定員枠が不足する場合には、地域型保育事業※10での対応を検討することとし、その際には、満3歳以降も引き続き適切に質の高い教育・保育が利用できるよう、教育・保育施設と地域型保育事業を行う者との連携を図れるよう取り組みます。

(2) 情報提供・相談体制の充実

【①利用者支援事業】

基幹となる子育て支援センターにおいて、子ども及び保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育や保育、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう支援を行います。

支援の実施に当たっては、子育て家庭の個別ニーズを把握し、関係機関と連携して教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業等の情報を集約し、提供します。

また、職員研修等により、支援者の養成と資質向上に努めます。

に成長できるように支援します。

さらに、訪問以降も継続して支援が必要な家庭には、子育て支援課と関係課が連携し支援していきます。

また、訪問後の支援の1つとして、同じ月齢の乳幼児と保護者に参加していただける「こんにちは赤ちゃん交流会」を小学校区単位で開催します。月齢に応じた育児・遊びの実践や、保護者同士のつながりをつくります。

(2) 支援の必要な子ども・子育て家庭への支援の充実 ●●●●●●●●

【①養育支援訪問事業（あかし子育て応援隊）】

養育支援訪問事業（あかし子育て応援隊）では、体調不良等により育児・家事が困難な妊婦や産婦のいる家庭や、子育てに関して不安やストレス、孤立感を抱える家庭に対し、ヘルパーなどによる育児・家事の援助や保健師、臨床心理士、保育士など専門職の訪問による相談や指導などの支援を行います。

養育が困難な家庭への早期支援、継続支援は虐待予防に重要な役割を果たしているため、今後も関係機関と連携しながら事業を展開していきます。

【②要保護児童対策地域協議会（こどもすこやかネット）】

要保護児童対策地域協議会（こどもすこやかネット）とは、地域、関係機関、関係団体が一体となって、児童虐待や少年非行・犯罪の未然防止、早期発見、早期対応及び再発防止を図るとともに、児童の健全育成に向けた施策を総合的に推進するためのネットワークシステムです。

児童虐待に関する相談が複雑かつ重層化する中、こどもすこやかネットにおいて、中央こども家庭センター等関係機関との連携を強化し、要支援家庭への適切な対応や要保護児童の早期発見に努めます。

また、オレンジリボンキャンペーンの継続実施及びオレンジリボンキャンペーンの協賛を市内企業・団体に募集することにより、地域全体で児童虐待防止の機運をより一層高めるとともに、支援の必要な子どもへの取り組みを推進します。

【③子育て短期支援事業（ショートステイ事業）】

子育て短期支援事業（ショートステイ事業）では、児童の保護者が、出産や病気などの事由で一時的に家庭において養育できない場合に児童福祉施設等で養育保護をします。

最近では育児疲れによる利用も増えており、関係機関と連携して支援するなど、よりきめ細かな対応が必要になってきています。

今後は事業のより一層の周知を図るとともに、それぞれの家庭のニーズに対応できるよう継続実施していきます。

3 施策の体系

【 基本理念 】

【 基本目標・施策目標・施策 】

子どもも親も輝ける
安心子育て
いきいきあかし

基本目標 1

一人一人の子どもの心豊かな成長を育む
環境づくり

施策目標・施策

- (1) 就学前教育・保育の充実
 - ① 認定こども園の普及
 - ② 教育・保育の質の向上
 - ③ 幼稚園教諭・保育士の資質の向上
 - ④ 特別な支援が必要な子どもに対する教育・保育の充実
 - ⑤ 就学前施設と小学校との連携の推進
- (2) 放課後児童健全育成事業の推進
 - ① 放課後児童クラブの充実
- (3) 多様な保育サービスの充実
 - ① 延長保育事業
 - ② 幼稚園での預かり保育事業
 - ③ 保育所での一時預かり事業
 - ④ 病児・病後児保育事業

基本目標 2

安心して子どもを産み育てることができる
環境づくり

施策目標・施策

- (1) 待機児童の解消
- (2) 情報提供・相談体制の充実
 - ① 利用者支援事業
 - ② 地域での情報提供・相談事業
- (3) 母と子の健康の支援
 - ① 妊婦健康診査

基本目標 3

子育て家庭を地域みんなで支える環境づくり

施策目標・施策

- (1) 地域での子育て支援の充実
 - ① 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）
 - ② ファミリーサポートセンター事業
 - ③ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- (2) 支援の必要な子ども・子育て家庭への支援の充実
 - ① 養育支援訪問事業（あかし子育て応援隊）
 - ② 要保護児童対策地域協議会（こどもすこやかネット）
 - ③ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

1 「量の見込み」と「確保方策」の基本的な考え方について

子ども・子育て支援法において、市町村は、国が示す基本指針に即して、5年を1期とする市町村事業計画を作成することが義務付けられています。その計画の中には、教育や保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」やそれに対する「提供体制の確保の内容及びその実施時期」（以下「確保方策」という。）について定めることになっています。

市町村事業計画の策定に際しては、地域の人口構造等の地域特性、教育や保育、地域子ども・子育て支援事業に相当する事業の利用状況や利用希望等を踏まえたうえで作成することが必要であるとされています。

そのために、市町村では、子育て中の保護者へのニーズ調査など通じて、教育や保育、地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況や将来の利用希望等を把握し、その結果を踏まえ「量の見込み」を推計し、それに対する「確保方策」を具体的な目標を設定して、年次的な計画を策定していくことになります。

「確保方策」については、計画期間の最終年度である平成31（2019）年度末までに整備する必要がありますが、保育を提供する教育・保育施設や地域型保育事業については、「待機児童解消加速化プラン」の目標年次とされている平成29（2017）年度末までに整備することが必要となっています。

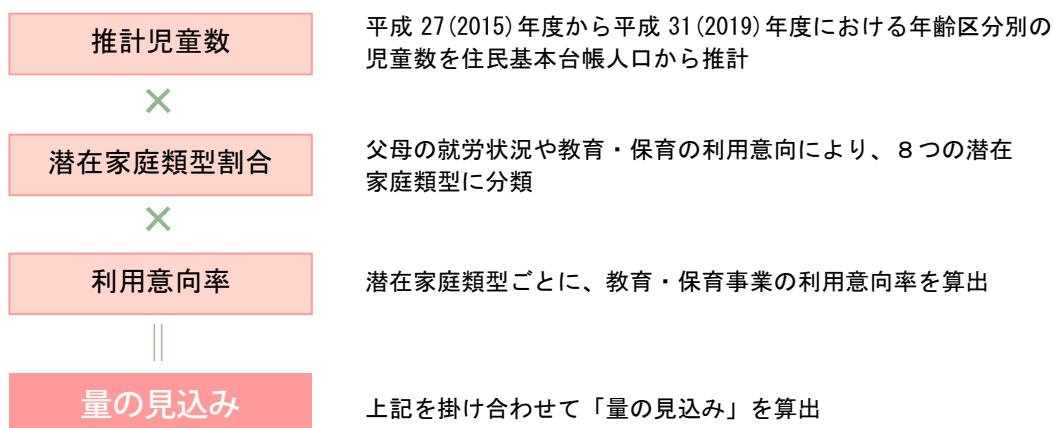


2 「量の見込み」の算出について

(1) 基本の計算方法

「量の見込み」については、ニーズ調査の結果に基づき、各事業の教育・保育提供区域ごとに、以下の計算式を基本として算出を行いました。

なお、本計画における算出プロセスは、国から示された『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』（平成26（2014）年1月20日付 事務連絡 内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室）を基本としていますが、手引きにおいては、「地方版子ども・子育て会議等における議論を踏まえて、より効果的、効率的な方法により算出することを妨げるものではない。」とされています。



(2) 推計児童数

推計児童数は、住民基本台帳による行政地区別・年齢別人口（平成 21（2009）年から平成 25（2013）年、各年 4 月 1 日現在）を使用し、推計を行いました。（54 ページ参照）

推計の手法としては、本計画の人口推計が行政地区という狭い単位をベースとしており、推計期間も比較的短いことから、より正確な推計が可能と考えられる「コーホート変化率法※12」を採用しています。

(3) 潜在家庭類型

家庭類型は、ニーズ調査で把握した父母の「現在の就労状況」と「将来の就労希望」を踏まえ分類を行いました。なお、「量の見込み」の算出に当たっては、「現在の就労状況」だけではなく、「将来の就労希望」を踏まえた「潜在家庭類型」を基本としています。（55 ページ参照）

(4) 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項第 1 号の規定において、市町村は、地理的条件、人口、交通事情、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、「教育・保育提供区域」を設定することとされており、本市においては、明石市子ども・子育て会議の意見を踏まえ設定しています。（56 ページ参照）

3 基礎データ等

(1) 推計児童数

単位：人

提供区域	年齢区分	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	平成 31 年 (2019)
全 市	0 歳	2,593	2,568	2,547	2,532	2,503
	1 歳～2 歳	5,271	5,264	5,224	5,178	5,143
	3 歳～5 歳	7,863	7,786	7,817	7,770	7,738
	合計(0 歳～5 歳)	15,727	15,618	15,588	15,480	15,384
	6 歳～11 歳	15,766	15,695	15,622	15,656	15,581
本庁東部	0 歳	421	417	413	411	406
	1 歳～2 歳	856	854	848	840	834
	3 歳～5 歳	1,276	1,264	1,268	1,262	1,255
	合計(0 歳～5 歳)	2,553	2,535	2,529	2,513	2,495
	6 歳～11 歳	2,560	2,547	2,533	2,540	2,527
本庁西部	0 歳	709	702	696	693	684
	1 歳～2 歳	1,441	1,439	1,428	1,416	1,407
	3 歳～5 歳	2,149	2,129	2,138	2,124	2,115
	合計(0 歳～5 歳)	4,299	4,270	4,262	4,233	4,206
	6 歳～11 歳	4,311	4,290	4,270	4,279	4,260
大久保	0 歳	799	791	786	778	772
	1 歳～2 歳	1,623	1,622	1,610	1,595	1,583
	3 歳～5 歳	2,424	2,397	2,407	2,392	2,385
	合計(0 歳～5 歳)	4,846	4,810	4,803	4,765	4,740
	6 歳～11 歳	4,854	4,834	4,816	4,827	4,803
魚 住	0 歳	423	419	415	413	408
	1 歳～2 歳	860	858	851	844	838
	3 歳～5 歳	1,282	1,270	1,274	1,268	1,261
	合計(0 歳～5 歳)	2,565	2,547	2,540	2,525	2,507
	6 歳～11 歳	2,571	2,559	2,546	2,552	2,539
二 見	0 歳	241	239	237	237	233
	1 歳～2 歳	491	491	487	483	481
	3 歳～5 歳	732	726	730	724	722
	合計(0 歳～5 歳)	1,464	1,456	1,454	1,444	1,436
	6 歳～11 歳	1,470	1,465	1,457	1,458	1,452

(2) 家庭類型 (潜在家庭類型)

- ① ひとり親家庭
母子または父子家庭
- ② フルタイムとフルタイムの共働き家庭
両親ともフルタイムで就労している家庭
- ③ フルタイムとパートタイムの共働き家庭
フルタイムとパートタイムで就労している家庭
(就労時間：月 120 時間以上+64 時間～120 時間の一部)
- ④ フルタイムとパートタイムの共働き家庭
フルタイムとパートタイムで就労している家庭
(就労時間：月 64 時間未満+64 時間～120 時間の一部)
- ⑤ 専業主婦(夫)家庭
父親または母親のどちらか一方が就労していない家庭
- ⑥ パートタイムとパートタイムの共働き家庭
両親ともパートタイムで就労している家庭
(就労時間：双方が月 120 時間以上+64 時間～120 時間の一部)
- ⑦ パートタイムとパートタイムの共働き家庭
両親ともパートタイムで就労している家庭
(就労時間：いずれかが月 64 時間未満+64 時間～120 時間の一部)
- ⑧ 無業・無業の家庭
両親とも無職の家庭

(3) 教育・保育提供区域

① 教育・保育（認定区分※13）

区域名		ブロック	全市	小学校区
区域数		5	1	28
1号認定	対象年齢 認定内容	●		
	対象施設			
2号認定	対象年齢 認定内容		●	
	対象施設			
3号認定	対象年齢 認定内容		●	
	対象施設			

② 地域子ども・子育て支援事業

区域名		ブロック	全市	小学校区
区域数		5	1	28
放課後児童健全育成事業				●
延長保育事業		●		
一時預かり	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	●		
	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外		●	
病児・病後児保育事業			●	
利用者支援事業 ☆			●	
妊婦健康診査			●	
地域子育て支援拠点事業			●	
ファミリーサポートセンター事業			●	
乳児家庭全戸訪問事業			●	
養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業			●	
子育て短期支援事業			●	
実費徴収に係る補足給付を行う事業 ☆			●	
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 ☆			●	

☆の事業は、「子ども・子育て支援新制度」施行に際して新たに実施する事業

4 「量の見込み」と「確保方策」について

(1) 教育・保育

① 1号認定

3歳～5歳（保育を必要としない 幼稚園及び認定こども園の利用）

人：年間の利用人数

本庁東部		実施時期				
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)
①量の見込み (うち、2号認定 幼稚園利用希望)		670人 (74人)	663人 (73人)	666人 (74人)	662人 (73人)	659人 (73人)
②確保 方策	特定教育・保育施設 (幼稚園・認定こども園)	509人	636人	666人	662人	659人
	確認を受けない幼稚園 ※14	127人	—	—	—	—
②－①		▲34人	▲27人	0人	0人	0人

【計画期間中の確保の内容】

平成29(2017)年度 移行 市立幼稚園の認定こども園化による
3歳児保育の実施



人：年間の利用人数

本庁西部		実施時期				
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)
①量の見込み (うち、2号認定 幼稚園利用希望)		1,017 人 (90 人)	1,008 人 (89 人)	1,011 人 (89 人)	1,005 人 (89 人)	1,001 人 (88 人)
②確保 方策	特定教育・保育施設 (幼稚園・認定こども園)	628 人	628 人	748 人	748 人	1,001 人
②－①		▲389 人	▲380 人	▲263 人	▲257 人	0 人

【計画期間中の確保の内容】

平成 29(2017)年度 移行 市立幼稚園の認定こども園化による
3歳児保育の実施
平成 31(2019)年度 移行 市立幼稚園の認定こども園化による
3歳児保育の実施拡大

人：年間の利用人数

大久保		実施時期				
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)
①量の見込み (うち、2号認定 幼稚園利用希望)		1,109 人 (76 人)	1,097 人 (76 人)	1,101 人 (76 人)	1,094 人 (75 人)	1,091 人 (75 人)
②確保 方策	特定教育・保育施設 (幼稚園・認定こども園)	988 人	988 人	1,101 人	1,094 人	1,091 人
②－①		▲121 人	▲109 人	0 人	0 人	0 人

【計画期間中の確保の内容】

平成 27(2015)年度 新設 私立認定こども園
平成 29(2017)年度 移行 市立幼稚園の認定こども園化による
3歳児保育の実施

人：年間の利用人数

魚住	実施時期				
	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)
①量の見込み (うち、2号認定 幼稚園利用希望)	455 人 (41 人)	451 人 (41 人)	452 人 (41 人)	450 人 (41 人)	448 人 (41 人)
②確保 方策 特定教育・保育施設 (幼稚園・認定こども園)	440 人	440 人	452 人	450 人	448 人
②-①	▲15 人	▲11 人	0 人	0 人	0 人

【計画期間中の確保の内容】

平成 29(2017)年度 移行 市立幼稚園の認定こども園化による
3 歳児保育の実施

人：年間の利用人数

二見	実施時期				
	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)
①量の見込み (うち、2号認定 幼稚園利用希望)	380 人 (57 人)	378 人 (57 人)	379 人 (57 人)	376 人 (56 人)	375 人 (56 人)
②確保 方策 特定教育・保育施設 (幼稚園・認定こども園)	273 人	273 人	273 人	273 人	375 人
②-①	▲107 人	▲105 人	▲106 人	▲103 人	0 人

【計画期間中の確保の内容】

平成 31(2019)年度 移行 市立幼稚園の認定こども園化による
3 歳児保育の実施拡大

② 2号認定

3歳～5歳（保育を必要とする 保育所及び認定こども園の利用）

人：年間の利用人数

全市	実施時期					
	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	
①量の見込み	3,197 人	3,175 人	3,185 人	3,173 人	3,164 人	
②確保 方策	特定教育・保育施設 (保育所・認定こども園)	3,092 人	3,164 人	3,185 人	3,173 人	3,164 人
②-①	▲105 人	▲11 人	0 人	0 人	0 人	

【計画期間中の確保の内容】

平成 27(2015)年度 新設 私立保育所、私立認定こども園
増改築 私立保育所
平成 28(2016)年度 新設 私立保育所
移行 市立幼稚園・市立保育所の認定こども園化による受け入れ
平成 29(2017)年度 移行 市立幼稚園の認定こども園化による受け入れ



③ 3号認定

0歳～2歳（保育を必要とする 保育所及び認定こども園の利用）

人：年間の利用人数

全市	実施時期				
	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)
①量の見込み (うち、0歳)	2,063人 (467人)	2,057人 (462人)	2,043人 (459人)	2,025人 (456人)	2,012人 (453人)
②確保 方策 特定教育・保育施設 (保育所・認定こども園)	2,010人	2,057人	2,043人	2,025人	2,012人
②-①	▲53人	0人	0人	0人	0人

【計画期間中の確保の内容】

平成 27(2015)年度 新設 私立保育所、私立認定こども園
私立保育所分園
増改築 私立保育所
平成 28(2016)年度 新設 私立保育所、私立保育所分園
移行 市立幼稚園・市立保育所の認定こども
園化による受け入れ

(2) 放課後児童健全育成事業

人：年間の利用人数

松が丘小学校 (松が丘児童クラブ)		実施時期				
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)
①量の見込み		67 人	66 人	66 人	66 人	66 人
②確保 方策	放課後児童健全育成 事業	67 人	66 人	66 人	66 人	66 人
②-①		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

人：年間の利用人数

朝霧小学校 (朝霧児童クラブ)		実施時期				
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)
①量の見込み		94 人	94 人	93 人	93 人	93 人
②確保 方策	放課後児童健全育成 事業	88 人	88 人	88 人	88 人	93 人
②-①		▲6 人	▲6 人	▲5 人	▲5 人	0 人

【計画期間中の確保の内容】

平成 27(2015)年度 定員の弾力的運用
平成 31(2019)年度 学校の余裕教室等の活用による整備

人：年間の利用人数

人丸小学校 (人丸児童クラブ)		実施時期				
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)
①量の見込み		133 人	133 人	131 人	132 人	131 人
②確保 方策	放課後児童健全育成 事業	133 人	133 人	131 人	132 人	131 人
②－①		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【計画期間中の確保の内容】 平成 27(2015)年度 施設の増設

人：年間の利用人数

中崎小学校 (中崎児童クラブ)		実施時期				
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)
①量の見込み		72 人	71 人	71 人	71 人	71 人
②確保 方策	放課後児童健全育成 事業	71 人	71 人	71 人	71 人	71 人
②－①		▲1 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【計画期間中の確保の内容】 平成 27(2015)年度 定員の弾力的運用

人：年間の利用人数

明石小学校 (明石児童クラブ)		実施時期				
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)
①量の見込み		114 人	114 人	113 人	113 人	113 人
②確保 方策	放課後児童健全育成 事業	114 人	114 人	113 人	113 人	113 人
②－①		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

人：年間の利用人数

大観小学校 (大観児童クラブ)		実施時期				
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)
①量の見込み		56 人	56 人	56 人	56 人	56 人
②確保 方策	放課後児童健全育成 事業	56 人	56 人	56 人	56 人	56 人
②－①		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

人：年間の利用人数

王子小学校 (王子児童クラブ)		実施時期				
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)
①量の見込み		74 人	74 人	73 人	74 人	73 人
②確保 方策	放課後児童健全育成 事業	74 人	74 人	73 人	74 人	73 人
②－①		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

人：年間の利用人数

林小学校 (林児童クラブ)		実施時期				
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)
①量の見込み		93 人	92 人	92 人	92 人	92 人
②確保 方策	放課後児童健全育成 事業	88 人	88 人	88 人	88 人	92 人
②－①		▲5 人	▲4 人	▲4 人	▲4 人	0 人

【計画期間中の確保の内容】

平成 27(2015)年度 定員の弾力的運用
平成 31(2019)年度 学校の余裕教室等の活用による整備

人：年間の利用人数

和坂小学校 (和坂児童クラブ)		実施時期				
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)
①量の見込み		45 人	45 人	45 人	45 人	45 人
②確保 方策	放課後児童健全育成 事業	45 人	45 人	45 人	45 人	45 人
②－①		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

人：年間の利用人数

鳥羽小学校 (鳥羽児童クラブ)		実施時期				
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)
①量の見込み		90 人	90 人	90 人	90 人	89 人
②確保 方策	放課後児童健全育成 事業	88 人	88 人	88 人	88 人	89 人
②ー①		▲2 人	▲2 人	▲2 人	▲2 人	0 人

【計画期間中の確保の内容】

平成 27(2015)年度 定員の弾力的運用
平成 31(2019)年度 学校の余裕教室等の活用による整備

人：年間の利用人数

沢池小学校 (沢池児童クラブ)		実施時期				
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)
①量の見込み		112 人	111 人	111 人	111 人	110 人
②確保 方策	放課後児童健全育成 事業	112 人	111 人	111 人	111 人	110 人
②ー①		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

人：年間の利用人数

藤江小学校 (藤江児童クラブ)		実施時期				
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)
①量の見込み		103 人	102 人	102 人	102 人	102 人
②確保 方策	放課後児童健全育成 事業	103 人	102 人	102 人	102 人	102 人
②－①		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

人：年間の利用人数

花園小学校 (花園児童クラブ)		実施時期				
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)
①量の見込み		83 人	82 人	82 人	82 人	82 人
②確保 方策	放課後児童健全育成 事業	83 人	82 人	82 人	82 人	82 人
②－①		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

人：年間の利用人数

貴崎小学校 (貴崎児童クラブ)		実施時期				
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)
①量の見込み		49 人	49 人	49 人	49 人	48 人
②確保 方策	放課後児童健全育成 事業	49 人	49 人	49 人	49 人	48 人
②－①		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

人：年間の利用人数

大久保小学校 (大久保児童クラブ)		実施時期				
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)
①量の見込み		196 人	195 人	194 人	194 人	193 人
②確保 方策	放課後児童健全育成 事業	196 人	195 人	194 人	194 人	193 人
②－①		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【計画期間中の確保の内容】

平成 27(2015)年度 定員の弾力的運用

人：年間の利用人数

大久保南小学校 (大久保南児童クラブ)		実施時期				
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)
①量の見込み		162 人	161 人	160 人	161 人	160 人
②確保 方策	放課後児童健全育成 事業	154 人	154 人	154 人	154 人	160 人
②－①		▲8 人	▲7 人	▲6 人	▲7 人	0 人

【計画期間中の確保の内容】

平成 27(2015)年度 定員の弾力的運用

平成 31(2019)年度 学校の余裕教室等の活用による整備

人：年間の利用人数

高丘東小学校 (高丘東児童クラブ)		実施時期				
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)
①量の見込み		114 人	114 人	113 人	113 人	113 人
②確保 方策	放課後児童健全育成 事業	105 人	105 人	105 人	105 人	113 人
②－①		▲9 人	▲9 人	▲8 人	▲8 人	0 人

【計画期間中の確保の内容】

平成 27(2015)年度 定員の弾力的運用

平成 31(2019)年度 学校の余裕教室等の活用による整備

人：年間の利用人数

高丘西小学校 (高丘西児童クラブ)		実施時期				
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)
①量の見込み		75 人	75 人	75 人	75 人	74 人
②確保 方策	放課後児童健全育成 事業	75 人	75 人	75 人	75 人	74 人
②－①		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

人：年間の利用人数

山手小学校 (山手児童クラブ)		実施時期				
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)
①量の見込み		100 人	100 人	99 人	100 人	99 人
②確保 方策	放課後児童健全育成 事業	100 人	100 人	99 人	100 人	99 人
②－①		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

人：年間の利用人数

谷八木小学校 (谷八木児童クラブ)		実施時期				
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)
①量の見込み		77 人	76 人	76 人	76 人	76 人
②確保 方策	放課後児童健全育成 事業	77 人	76 人	76 人	76 人	76 人
②－①		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

人：年間の利用人数

江井島小学校 (江井島児童クラブ)		実施時期				
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)
①量の見込み		93 人	92 人	92 人	92 人	92 人
②確保 方策	放課後児童健全育成 事業	93 人	92 人	92 人	92 人	92 人
②－①		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

人：年間の利用人数

魚住小学校 (魚住児童クラブ)		実施時期				
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)
①量の見込み		110 人	110 人	109 人	110 人	109 人
②確保 方策	放課後児童健全育成 事業	110 人	110 人	109 人	110 人	109 人
②－①		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

人：年間の利用人数

清水小学校 (清水児童クラブ)		実施時期				
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)
①量の見込み		102 人	101 人	101 人	101 人	100 人
②確保 方策	放課後児童健全育成 事業	102 人	101 人	101 人	101 人	100 人
②－①		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

人：年間の利用人数

錦が丘小学校 (錦が丘児童クラブ)		実施時期				
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)
①量の見込み		59 人	59 人	58 人	59 人	58 人
②確保 方策	放課後児童健全育成 事業	59 人	59 人	58 人	59 人	58 人
②－①		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

人：年間の利用人数

錦浦小学校 (錦浦児童クラブ)		実施時期				
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)
①量の見込み		122 人	121 人	121 人	121 人	120 人
②確保 方策	放課後児童健全育成 事業	122 人	121 人	121 人	121 人	120 人
②－①		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

人：年間の利用人数

二見小学校 (二見児童クラブ)		実施時期				
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)
①量の見込み		44 人	44 人	44 人	44 人	44 人
②確保 方策	放課後児童健全育成 事業	44 人	44 人	44 人	44 人	44 人
②－①		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

人：年間の利用人数

二見北小学校 (二見北児童クラブ)		実施時期				
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)
①量の見込み		139 人	139 人	138 人	138 人	138 人
②確保 方策	放課後児童健全育成 事業	132 人	132 人	132 人	132 人	138 人
②-①		▲7 人	▲7 人	▲6 人	▲6 人	0 人

【計画期間中の確保の内容】

平成 27(2015)年度 定員の弾力的運用

平成 31(2019)年度 学校の余裕教室等の活用による整備

人：年間の利用人数

二見西小学校 (二見西児童クラブ)		実施時期				
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)
①量の見込み		75 人	75 人	75 人	75 人	75 人
②確保 方策	放課後児童健全育成 事業	75 人	75 人	75 人	75 人	75 人
②-①		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(3) 延長保育事業

人：年間の利用人数

本庁東部		実施時期				
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)
①量の見込み		330 人	327 人	327 人	324 人	322 人
②確保 方策	延長保育事業	330 人	327 人	327 人	324 人	322 人
②-①		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

人：年間の利用人数

本庁西部		実施時期				
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)
①量の見込み		459 人	456 人	455 人	452 人	449 人
②確保 方策	延長保育事業	459 人	456 人	455 人	452 人	449 人
②-①		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

人：年間の利用人数

大久保		実施時期				
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)
①量の見込み		554 人	550 人	549 人	544 人	542 人
②確保 方策	延長保育事業	554 人	550 人	549 人	544 人	542 人
②-①		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

人：年間の利用人数

魚住		実施時期				
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)
①量の見込み		221 人	220 人	219 人	218 人	216 人
②確保 方策	延長保育事業	221 人	220 人	219 人	218 人	216 人
②－①		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

人：年間の利用人数

二見		実施時期				
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)
①量の見込み		137 人	137 人	136 人	136 人	135 人
②確保 方策	延長保育事業	137 人	137 人	136 人	136 人	135 人
②－①		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(4) 一時預かり

① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

人日：年間の利用人数×利用日数

本庁東部		実施時期				
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)
①量の見込み		9,850 人日	9,757 人日	9,788 人日	9,742 人日	9,688 人日
②確保 方策	一時預かり事業 (在園児対象型)	9,850 人日	9,757 人日	9,788 人日	9,742 人日	9,688 人日
②-①		0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

人日：年間の利用人数×利用日数

本庁西部		実施時期				
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)
①量の見込み		15,421 人日	15,278 人日	15,343 人日	15,242 人日	15,177 人日
②確保 方策	一時預かり事業 (在園児対象型)	14,520 人日	14,520 人日	14,520 人日	14,520 人日	15,177 人日
②-①		▲901 人日	▲758 人日	▲823 人日	▲722 人日	0 人日

【計画期間中の確保の内容】

平成 27(2015)年度 市立幼稚園で実施
平成 31(2019)年度 市立幼稚園で実施拡大

人日：年間の利用人数×利用日数

大久保		実施時期				
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)
①量の見込み		25,773 人日	25,486 人日	25,592 人日	25,433 人日	25,359 人日
②確保 方策	一時預かり事業 (在園児対象型)	25,773 人日	25,486 人日	25,592 人日	25,433 人日	25,359 人日
②-①		0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

【計画期間中の確保の内容】

平成 27(2015)年度 市立幼稚園で実施
私立認定こども園で実施

人日：年間の利用人数×利用日数

魚住		実施時期				
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)
①量の見込み		10,845 人日	10,744 人日	10,777 人日	10,727 人日	10,668 人日
②確保 方策	一時預かり事業 (在園児対象型)	9,680 人日	9,680 人日	9,680 人日	9,680 人日	10,668 人日
②-①		▲1,165 人日	▲1,064 人日	▲1,097 人日	▲1,047 人日	0 人日

【計画期間中の確保の内容】

平成 27(2015)年度 市立幼稚園で実施
平成 31(2019)年度 市立幼稚園で実施拡大

人日：年間の利用人数×利用日数

二見		実施時期				
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)
①量の見込み		13,899 人日	13,784 人日	13,860 人日	13,747 人日	13,709 人日
②確保 方策	一時預かり事業 (在園児対象型)	9,680 人日	9,680 人日	9,680 人日	9,680 人日	13,709 人日
②ー①		▲4,219 人日	▲4,104 人日	▲4,180 人日	▲4,067 人日	0 人日

【計画期間中の確保の内容】

平成 31(2019)年度 市立幼稚園で実施拡大

② 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外

人日：年間の利用人数×利用日数

全市		実施時期				
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)
①量の見込み		14,297 人日	14,211 人日	14,158 人日	14,057 人日	13,961 人日
②確保 方策	一時預かり事業 (在園児対象型除く)	8,410 人日	11,810 人日	13,083 人日	12,982 人日	12,886 人日
	ファミリーサポートセンター事業 (うち、一時預かりのみ)	1,075 人日	1,075 人日	1,075 人日	1,075 人日	1,075 人日
②ー①		▲4,812 人日	▲1,326 人日	0 人日	0 人日	0 人日

【計画期間中の確保の内容】

平成 27(2015)年度 新規の私立保育所・私立認定こども園で実施
平成 28(2016)年度 新規に明石駅前で一時預かり事業を実施
(平成 28(2016)年度中の開始となるため、
平成 29(2017)年度から本格的に事業拡大)

(5) 病児・病後児保育事業

人日：年間の利用人数×利用日数

全市		実施時期				
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)
①量の見込み		2,253 人日	2,237 人日	2,233 人日	2,218 人日	2,204 人日
②確保 方策	病児・病後児保育 事業	2,253 人日	2,237 人日	2,233 人日	2,218 人日	2,204 人日
②－①		0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

【計画期間中の確保の内容】

病児保育施設 1 か所、病後児保育施設 2 か所

(6) 利用者支援事業

全市		実施時期				
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)
①量の見込み		2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
②確保 方策	利用者支援事業	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
②－①		0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所

【計画期間中の確保の内容】

平成 27(2015)年度 市内に 6 か所ある子育て支援センターを活用して、うち 2 か所を実施

(7) 妊婦健康診査

人：年間の利用人数
人回：年間の利用人数×利用回数

全市		実施時期				
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)
①量の見込み		4,476 人 36,302 回	4,526 人 35,952 回	4,486 人 35,658 回	4,455 人 35,448 回	4,415 人 35,042 回
②確保 方策	妊婦健康診査	4,476 人 36,302 回	4,526 人 35,952 回	4,486 人 35,658 回	4,455 人 35,448 回	4,415 人 35,042 回
②－①		0 人回	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回

【計画期間中の確保の内容】

実施場所 明石市医師会などの医師会
上記以外の医療機関（産婦人科）
その他

(8) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

人回：年間の利用人数×利用回数

全市		実施時期				
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)
①量の見込み		224,652 人回	223,740 人回	222,000 人回	220,260 人回	218,424 人回
②確保 方策	地域子育て 支援拠点事業	6 か所 212,720 人回	6 か所 212,720 人回	6 か所 222,000 人回	6 か所 220,260 人回	6 か所 218,424 人回
②－①		▲11,932 人回	▲11,020 人回	0 人回	0 人回	0 人回

【計画期間中の確保の内容】

平成 28(2016)年度 明石駅前にあかし子育て支援センターが移転・事業拡大予定
(平成 28(2016)年度中の移転となるため、平成 29(2017)年度から本格的に事業拡大)

(9) ファミリーサポートセンター事業

人日：年間の利用人数×利用日数

全市		実施時期				
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)
①量の見込み		3,016 人日	3,016 人日	3,016 人日	3,016 人日	3,016 人日
②確保 方策	ファミリーサポート センター事業	3,016 人日	3,016 人日	3,016 人日	3,016 人日	3,016 人日
②-①		0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

【計画期間中の確保の内容】 受託者 事業者

(10) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

人：年間の実施人数

全市		実施時期				
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)
①量の見込み		2,593 人	2,568 人	2,547 人	2,532 人	2,503 人
②確保 方策	乳児家庭全戸訪問 事業	2,593 人	2,568 人	2,547 人	2,532 人	2,503 人
②-①		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【計画期間中の確保の内容】 協力団体等 民生児童委員（主任児童委員を含む）

(11) 養育支援訪問事業 その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業 ●●

人：年間の利用人数

全市		実施時期				
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)
①量の見込み		1,264 人	1,264 人	1,264 人	1,264 人	1,264 人
②確保 方策	養育支援訪問 事業等	1,264 人	1,264 人	1,264 人	1,264 人	1,264 人
②-①		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【計画期間中の確保の内容】 受託者 個人（保健師・保育士等）及び事業者

(12) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業） ●●●●●●●●●●

人日：年間の利用人数×利用日数

全市		実施時期				
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)
①量の見込み		197 人日	197 人日	197 人日	197 人日	197 人日
②確保 方策	子育て短期支援事業	197 人日	197 人日	197 人日	197 人日	197 人日
②-①		0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

【計画期間中の確保の内容】 実施場所 児童養護施設及び乳児院、里親家庭等

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●

平成 27（2015）年度の取り組み内容

低所得者を対象に、「給食費（食材料費）」とそれ以外の「教材費・行事費等」に分けて、費用の一部を補助する事業を下記のとおり行う。

事業の概要

対象者	生活保護世帯
上限額 (1人当たり月額)	①給食費（食材料費） 1号認定の副食費相当額を支給 4,500円 ②教材費・行事費等（給食費以外） 1号～3号認定を通じて同額 2,500円

1号認定は主食費及び副食費のいずれも実費徴収、2号認定は主食費のみ実費徴収

平成 28（2016）年度以降の本事業の取り組みについては、国から詳細な内容が示され次第、本市の実情に応じた対応を行っていくこととします。

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 ●●●●●●

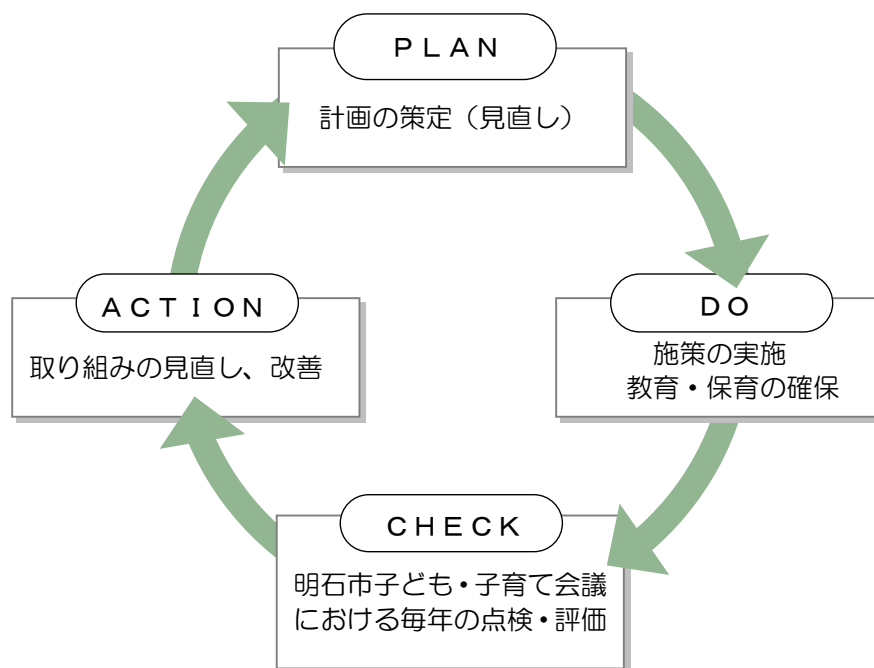
（国が示す事業内容）

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業（待機児童問題を解決するためには、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、小規模保育などの整備を促進していくことが必要となります。一方で、新たに開設された施設や事業が安定的かつ継続的に事業を運営し、保護者や地域住民との信頼関係を構築していくためには一定の時間が必要となることから、新規施設事業者が円滑に事業を運営することができるよう、市が支援・相談・助言等を行う事業）

本事業については、国から詳細な内容が示され次第、本市の実情に応じた対応を行っていくこととします。



計画の適切な進行管理を行うために、庁内関係各課において施策の進捗状況について把握するとともに、「明石市子ども・子育て会議」において「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本として点検・評価し、その結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。





目 次

1	子ども・子育て支援新制度の概要	88
2	明石市子ども・子育て会議の経過と概要	91
3	明石市子ども・子育て会議委員名簿	92
4	明石市子ども・子育て会議条例	93
5	用語解説	95

1 子ども・子育て支援新制度の概要

(1) 新たな制度の目的

(2) 「子ども・子育て関連3法」

(3) 制度の主な内容

上記(1)～(3)については、P. 2参照

(4) 給付・事業について

子ども・子育て支援新制度のもとで、市町村が保護者等に提供するサービスは、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに大別されます。

① 子ども・子育て支援給付

・子どものための教育・保育給付

施設型給付

対象施設：認定こども園・幼稚園(①)・保育所(②)

- ① 私立幼稚園は、子ども・子育て支援新制度に移行する施設のみ対象。移行しない幼稚園は現行通り私学助成を継続
- ② 私立保育所は、現行通り、市町村が保育所に委託費を支払う仕組み

地域型保育給付

対象事業：小規模保育事業・家庭的保育事業

居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業

・子どものための現金給付

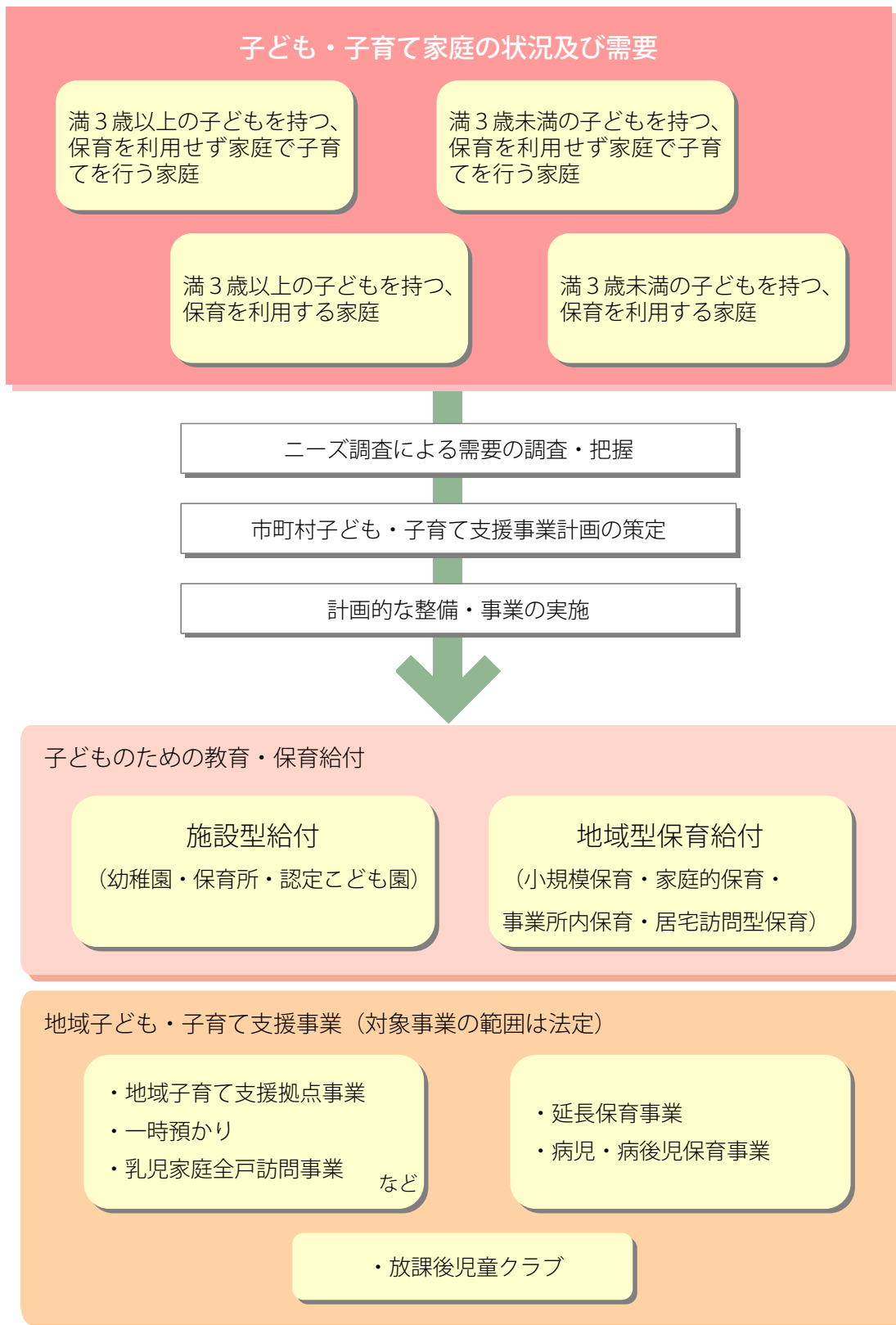
児童手当

② 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施する事業のことで、対象事業の範囲は法で定められています。

- ・ 放課後児童健全育成事業
- ・ 延長保育事業
- ・ 一時預かり事業
- ・ 病児・病後児保育事業
- ・ 利用者支援事業 **新規**
- ・ 妊婦健康診査
- ・ 地域子育て支援拠点事業
- ・ ファミリーサポートセンター事業
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業
- ・ 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- ・ 子育て短期支援事業
- ・ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 **新規**
- ・ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 **新規**

【 子ども・子育て支援新制度における子ども・子育て支援の提供イメージ 】



2 明石市子ども・子育て会議の経過と概要

日 程	回	内 容
平成 25 年 11 月 4 日	第 1 回目	<ul style="list-style-type: none"> ・明石市子ども・子育て会議について ・会長・副会長の選任について ・子ども・子育て支援新制度の概要について ・ニーズ調査の実施について
平成 26 年 1 月 26 日	第 2 回目	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ調査の結果について ・明石市次世代育成支援対策推進行動計画の進捗状況について ・地域子ども・子育て支援事業の現状と課題について ・平成 26 年度における取り組みについて
平成 26 年 2 月 23 日	第 3 回目	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育提供区域の設定について ・ニーズ調査結果に基づく量の見込みの算出について ・支援事業計画の骨子の概要について ・就学前児童の教育・保育施設に関する調査について
平成 26 年 4 月 27 日	第 4 回目	<ul style="list-style-type: none"> ・第 3 回明石市子ども・子育て会議における委員意見について ・支援事業計画における「量の見込み」の推計について（案）
平成 26 年 5 月 25 日	第 5 回目	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園制度の概要について ・支援事業計画における「確保方策」について（案）
平成 26 年 6 月 29 日	第 6 回目	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前教育・保育の質の向上に向けての取り組み ・子ども・子育て支援新制度導入に向けた条例・規則の制定について ・支援事業計画（案）について
平成 26 年 7 月 27 日	第 7 回目	<ul style="list-style-type: none"> ・「子ども・子育て支援新制度」導入に向けた明石市の基準（案）について ・支援事業計画（案）について
平成 26 年 8 月 31 日	第 8 回目	<ul style="list-style-type: none"> ・支援事業計画（中間報告）について ・「子ども・子育て支援新制度」導入に向けた基準を定める規則（案）へのパブリックコメントについて ・「子ども・子育て支援新制度」導入に向けた基準（案）へのパブリックコメントに対する市の考え方について
平成 26 年 9 月		市議会に支援事業計画（中間報告）を提示 県への支援事業計画の中間報告
平成 26 年 10 月 5 日	第 9 回目	<ul style="list-style-type: none"> ・支援事業計画（案）への市民意見（パブリックコメント）の募集について ・平成 27 年度における幼稚園での預かり保育拡大について ・子ども・子育て支援新制度周知のための取り組みについて ・保育の必要性の認定に関する基準を定める規則（案）についての意見募集の結果について
平成 26 年 11 月 30 日	第 10 回目	<ul style="list-style-type: none"> ・支援事業計画（案）について ・利用者負担（保育料等）について ・家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則における明石市の基準（案）の一部変更について ・病児保育施設の開設について
平成 27 年 2 月 15 日	第 11 回目	<ul style="list-style-type: none"> ・支援事業計画（最終案）について ・教育・保育施設の「利用定員」の設定について ・平成 27 年度における「地域子ども・子育て支援事業」の取り組みについて

3 明石市子ども・子育て会議委員名簿

(区分毎五十音順・敬称略)

区分	氏名	所属等	備考	
1号	学識経験者	伊藤 篤	神戸大学大学院 教授	
		森田 恵子	姫路獨協大学 教授	
2号	子どもの保護者	愛甲 容子	公募市民	H26. 10 退任
		岡崎 奈美	公募市民	
		諏訪 佐和	公募市民	H26. 11 就任
		築山 佳奈子	公募市民	
		中澤 克彦	公募市民	
		八幡 亜弥	公募市民	
3号	地域において子ども・子育ての支援を行う者	赤松 三代子	明石保育協会（市立保育所長）	
		太田 桂子	市立幼稚園長	H26. 4 就任
		神尾 由美	特定非営利活動法人みつくす 理事長	
		櫻井 賢	明石放課後児童クラブ運営委員会 会長	
		高岸 益子	特定非営利活動法人フルツバスクット 理事長	
		竹内 良二	兵庫県中央こども家庭センター 所長	H26. 4 退任
		武田 成能	兵庫県中央こども家庭センター 所長	H26. 4 就任
		多胡 恵津子	明石市連合 P T A 副会長	
		中垣 亮二	市立小学校長	H26. 4 就任
		原田 佳城	私立幼稚園長	
		藤井 厚子	明石市民生児童委員協議会 主任児童委員部会長	
		松原 由美子	明石市連合子ども会育成連絡協議会 会長	H26. 3 退任
		南谷 美佐子	市立幼稚園長	H26. 3 退任
		本谷 洋子	明石保育協会（私立保育園長）	
		4号	その他市長が必要と認める者	山端 雅隆
吉村 俊二	市立小学校長			H26. 4 退任
日下 修次	連合兵庫明石地域協議会 議長			H26. 11 就任
橋本 寛	明石市医師会 副会長			
久枝 陽一	連合兵庫明石地域協議会 議長			H26. 11 退任
		松村 和美	明石商工会議所 専務理事	
		山下 孝光	明石市社会福祉協議会 副理事長	

4 明石市子ども・子育て会議条例（平成25年9月30日条例第43号）

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）

第77条第1項の規定に基づき、明石市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するほか、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

（組織）

第3条 子ども・子育て会議は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）学識経験のある者
- （2）子どもの保護者
- （3）地域において子ども・子育ての支援を行う者
- （4）その他市長が特に必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（臨時委員）

第5条 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、子ども・子育て会議に臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

（会長及び副会長の職務）

第6条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議は、公開とする。ただし、特別の事由があるときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議に、その所掌事務を分掌させるため、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員（以下「部会の委員」という。）をもって構成する。

3 部会に部会長及び副部会長1人を置く。

4 部会長は当該部会に属する委員のうちから会長が、副部会長は当該部会に属する委員のうちから部会長が、それぞれ指名する。

5 第6条第2項及び第3項並びに前条の規定は、部会について準用する。この場合において、第6条第2項及び第3項並びに前条第1項及び第3項中「会長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項中「副会長」とあるのは「副部会長」と、前条第2項及び第3項中「委員及び議事に関係のある臨時委員」とあるのは、「部会の委員」と読み替えるものとする。

6 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

5 用語解説

(ページ数は、用語が最初に記載されているページを表しています。)

※1 P. 8 「一般世帯」

下記の(1)～(3)の世帯をいう。

- (1) 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者
ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含める。
- (2) 上記(1)の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者

※2 P. 8 「核家族世帯」

- (1) 夫婦のみの世帯、(2) 夫婦と子供から成る世帯、(3) 男親と子供から成る世帯
- (4) 女親と子供から成る世帯

※3 P. 8 「単独世帯」

世帯人員が一人の世帯

※4 P. 9 「労働力率」

15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合

※5 P. 37 「教育・保育施設」

認定こども園・幼稚園・保育所

- ・認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園
 - ・学校教育法第1条に規定する幼稚園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けたもの及び同条第9項の規定による公示がされたものを除く。）
 - ・児童福祉法第39条第1項に規定する保育所（認定こども園法第3条第1項の認定を受けたもの及び同条第9項の規定による公示がされたものを除く。）
- (参考) 特定教育・保育施設・・・市町村長が子ども・子育て支援新制度における施設型給付の対象として「確認」した上記の施設

※6 P. 42 「幼保連携型認定こども園」

認定こども園は、次の4つの類型に分かれます。

- ①幼保連携型・・・幼保連携型認定こども園として認可を受けた施設であり、認定こども園法に基づき「学校」と「児童福祉施設」の両方に位置付けられる認定こども園
(幼稚園+保育所)

- ②幼稚園型・・・学校教育法に基づく「学校」である幼稚園と、認可外の「児童福祉施設」により構成されるタイプなどの認定こども園（幼稚園＋保育所機能）
- ③保育所型・・・保育所としての認可を受けた施設であり、法律上は「児童福祉施設」に位置付けられますが、「学校」としての法的位置付けがない認定こども園（保育所＋幼稚園機能）
- ④地方裁量型・・・幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプの認定こども園（幼稚園機能＋保育所機能）

※7 P.43 「インクルーシブ教育システム」

障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

※8 P.44 「校区UNIT会議」

子どもたちの学びと育ちをスムーズに連続させることを目的に、中学校区単位で設置された組織。幼稚園（就学前）、小中学校、特別支援学校で構成。校種の違いを超えて共通した視点で子どもたちを守り育てるため、情報交換や共同研究、共同研修などの特色ある教育活動を推進している会議

※9 P.44 「校内研究オープン化事業」

各学校内研究会を他の学校の教師にも公開することで、互いに充実した研修とする事業

※10 P.46 「地域型保育（事業）」

小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育及び事業所内保育をいい、地域型保育事業とは、地域型保育を行う事業をいう。（主に3歳未満の乳児・幼児を対象とする。）

- ・小規模保育・・・少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う。
- ・家庭的保育・・・家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行う。
- ・居宅訪問型保育・・・障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行う。
- ・事業所内保育・・・会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育を行う。

※11 P.48 「民生児童委員」

社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、福祉事務所等関係行政機関の業務に協力するなどして、社会福祉の増進に努める人

※12 P.53 「コーホート変化率法」

過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

※13 P.56 「認定区分」

平成27年4月の子ども・子育て支援新制度施行に伴い、保育所等の施設の利用を希望する保護者の方に、利用のための認定を受けていただくことになります。

申請に基づき、各市町村が下記の3つの認定区分により認定を行い、認定証を交付します。

認定区分	対象となる児童	利用できる主な施設
1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもで、幼稚園等での教育を希望する児童	幼稚園 認定こども園（幼稚園部分）
2号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもで、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望する児童	保育所 認定こども園 （幼稚園部分、保育所部分）
3号認定	満3歳未満の小学校就学前子どもで、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望する児童	保育所 認定こども園（保育所部分） 地域型保育

「保育を必要とする事由」とは、就労、妊娠・出産、疾病・障害、介護・看護等です。

※14 P.57 「確認を受けない幼稚園」

子ども・子育て支援新制度施行後も現行のままの運営をする幼稚園

子ども・子育て支援新制度において、あらたに制定される設備や運営の基準を満たした上で、公費の給付対象となる施設（施設型給付の対象となる教育・保育施設）としての「確認」を受けない旨の申し出を行った幼稚園

明石市子ども・子育て支援事業計画
～明石市子ども・子育てプラン～

平成 27（2015）年 3 月

発 行 ： 明石市

〒673-8686 明石市中崎 1 丁目 5 番 1 号 TEL078-918-5250

編 集 ： 明石市こども未来部こども育成室

明石市ホームページアドレス <http://www.city.akashi.lg.jp>

「子ども・子育て支援新制度について」ホームページアドレス

http://www.city.akashi.lg.jp/kodomo/ikusei_shitsu/kodomo-kyoiku/kosodate/hoikujo/shugakumae.html